

# 厳罰化政策は正当化されるのか？\*

立法の厳罰化の意義，犯罪抑止効果とその限界

京 俊 介

## 目次

1. はじめに
2. 民意の反映としての厳罰化
  2. 1 厳罰化政策に対する民意
  2. 2 厳罰化政策に対する民意の支持の背景
  2. 3 小括
3. 犯罪の抑止策としての厳罰化
  3. 1 潜在的な犯罪者による犯罪の抑止
  3. 2 犯罪者本人の再犯予防
  3. 3 小括
4. 犯罪行為に対する不十分な報いへの対応としての厳罰化
  4. 1 現行の刑罰では不十分とする根拠
  4. 2 刑罰以外の社会的制裁

---

\* 本稿は JSPS 科研費19K01356および2020年度中京大学内外研究員制度の助成を受けた研究成果の一部である。本稿の草稿段階では、保条成宏先生（中京大学）から有益なコメントをいただいた。記して感謝申し上げる。なお、残された誤りが筆者の責任にあることは言うまでもない。

#### 4. 3 小括

#### 5. おわりに

### 1. はじめに

本稿の目的は、日本の厳罰化政策、その中でも特に立法による厳罰化の効果、正当性およびその限界を明らかにすることにある。本稿が追求する具体的な問いは以下の2点である。第1に、厳罰化にはどのような意味があるのか。第2に、厳罰化政策は一般的に世論や政策決定者が期待しているような、犯罪を減らして治安を良くする効果を持つのか。

これらの問いの背景には、社会における厳罰化をめぐる動向と、厳罰化政策についての学問研究の動向の両側面がある。1970年代以降、量的には単位人口当たりの受刑者率の上昇などによって把握される、犯罪者により厳しく対応するという意味での厳罰化の傾向が、アメリカやイギリス等のアングロ・サクソン諸国を中心として世界的に進行していることは、多くの研究で指摘されている (Garland 2001 ; Whitman 2003 ; Pratt 2007 ; 日本犯罪社会学会編 2009)。こうした世界的な潮流と同様に、日本においても、厳罰化の傾向が1990年代半ば以降に生じていると言われている (浜井 2004, 2011 ; Miyazawa 2008)。

日本における厳罰化の傾向の背景には、それに対する世論の支持があることが指摘できる。悲惨な犯罪がTVや新聞等のマスメディアで報道されるたびに、厳罰化の法改正を求める世論の声が立ち現れる。そういった世論の声が明白に観察される例としては、悪質な少年犯罪および悪質な自動車運転に起因する交通死亡事故があげられる。少年による殺人事件等が報じられると、少年法61条の規定の趣旨に基づいてマスメディアがその実名を報じないためにその犯人像が見えないというフラストレーションもあってか、少年法を改正して成人と同様の刑罰に処すことを求める声<sup>(1)</sup>が必ずと言ってよいほど現れる。また、飲酒運転や「ながら運転」、  
「あおり運転」といった悪質な自動車運転に起因する交通死亡事故等を

きっかけとし、被害者遺族による運動やそれを後押しする世論の声もあって、実質的な「厳罰化」となる複数の法改正が実現している。<sup>(2)</sup>

本稿が主題として扱うのは立法による厳罰「化」であるので、後述するように直接の検討対象ではないが、現行の日本の法制度において究極の「厳罰」である死刑については、2018年時点で世界の3分の2の国が法律上または事実上廃止している中で(ジョンソン 2019: 5-6)、日本では依然として廃止する動きはなく、死刑制度に対する世論の支持も根強い。内閣府による2019年の調査によれば、「死刑は廃止すべきである」という考えに賛成する回答が9.0%であるのに対し、「死刑もやむを得ない」という考えへの賛成は80.8%を占めている。<sup>(3)</sup>

- 
- (1) たとえば、『読売新聞』の投書欄「気流」には、少年法改正について以下のような投書が掲載されている。川崎中1男子生徒殺害事件(この事件の詳細として、石井 2017)の直後の「少年法の適用年齢 議論必要」(2015年3月16日)、「陰惨な少年犯罪が後を絶たない」として少年法の改正の必要性を訴える「少年法改正は『必要条件』だ」(2000年9月5日)、神戸児童連続殺傷事件(注12も参照)の直後の、「淳君事件容疑者逮捕 社会情勢考え少年法改正を」(1997年7月1日)、女子高生コンクリート詰め殺人事件(この事件について主に加害者の背景事情を記述したものとして、佐瀬 1990=2011)判決後の「女子高生監禁殺人事件判決 少年法の改正を」(1990年7月24日)など。
- (2) たとえば、2001年の刑法改正により危険運転致死傷罪(現行法では「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定されている)が新設された背景には、交通事故遺族の署名提出やマスコミの動き、野党議員による特別立法の提案があったことなどが伏線になっていると立案担当者も認めている(内田 2005: 5)。
- (3) 内閣府「基本的法制度に関する世論調査(令和2年1月)」も、この質問において死刑制度への肯定的な立場を示す選択肢の「やむを得ない」というワーディングについては、社会調査の方法論の観点等から重大な問題があり(日本弁護士連合会「死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書(2018年6月14日)」など)、この調査の結果をもって日本国民の8割も的人が無条件に死刑制度に賛成しているとは言えない。しかし、「やむを得ない」という言葉が含まれている、態度を決めかねているが「避けられない」と思っている(ジョンソン 2019: iii)、という消極的な支持

社会においてこうした厳罰化を支持する傾向がある中で、日本の刑事司法政策における厳罰化はどのように研究されてきたであろうか。究極の「厳罰」である死刑制度については、特にその是非をめぐって古くから数多くの論者が存在する<sup>(4)</sup>。また、世界の先進国と同様に日本でも特に1990年代半ば以降に生じているとされる厳罰化政策の進展については、特に2000年代に、「ポピュリズム厳罰化」論に基づくものを中心として、厳罰化政策の背景となる社会的要因についての研究が多くなされている(浜井 2004, 2011; 宮澤 2007; Johnson 2007; フィーリー 2008; 日本犯罪社会学会編 2009; Leheny and Liu 2010; Fenwick 2013; 松原 2014; 京 2016; 宮澤 2017)。

しかしながら、治安悪化への不安が落ち着き、厳罰化政策自体が下火になったと見られる2010年代からは、日本の刑事司法政策に対する研究関心の中心は、再犯防止へと移り変わってきたようである。刑事司法政策の研究は学問研究の世界と実務の世界との相互作用によって行われるという特徴を持っているが<sup>(5)</sup>、学界だけでなく実務の世界において、過去に罪を犯した者による再犯が近年の極めて重要な問題となっていること

も含め、死刑制度を維持すべきであるという意思を持つ国民が現状としては多数を占めていることは否定できない。

- (4) 最高裁判事も務めた刑事法学者による死刑廃止論として団藤 (2000)。国会議員 (当時) による死刑廃止論として、亀井 (2002)。死刑に関する議論の体系的・網羅的レビューとして、三原 (2008); 前田 (2020)。国際比較の観点からのものとして、ジョンソン・田鎖 (2012)。近年の一般向け啓蒙書として、森 (2015); 萱野 (2017); ジョンソン (2019); 犯罪被害者支援弁護士フォーラム (2020) など。珍しい類型としては、服役中の無期懲役刑受刑者による美達 (2010) があげられる。
- (5) 刑事司法の研究者が多く所属している日本犯罪社会学会のホームページによれば、同学会は「大学・各種研究所等に所属する研究者、裁判所・刑務所・少年院・少年鑑別所・保護観察所・中学校や高等学校等に勤務する実務家たる研究者等々、広範な職種の実務者により構成されている」(<http://hansha.daishodai.ac.jp/action/index.html>, 2020年11月5日最終アクセス)。

の反映であると考えられる。2007年の『犯罪白書』によれば、全犯罪件数の約60%が、全犯罪者のうち約30%しかいない再犯者によって行われているという、「ごく少数の者によって多数の犯罪が引き起こされていること」が示されている(日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011: 15-17)。検挙人員に占める再犯者の割合は近年増加しており、2019年には48.8%を占めている<sup>(7)</sup>。この間、政府においても、2012年に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」に基づく施策が推進されてきたし、国会においても、2016年に議員立法によって「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されている。

こうした学問研究と社会における動向を踏まえつつ、本稿は「立法の厳罰化」に焦点を当てた議論を行う。立法の厳罰化とは、法改正によって、法定刑を重くする、または、新たな犯罪行為を定義することを意味する。厳罰化が持つ他の主要な側面としては、犯罪や犯罪者に対する人々の認識が非寛容になることで把握できる「世論の厳罰化」と、刑事事件の判決における量刑相場の上昇に現れる「司法の厳罰化」があると考えられるが<sup>(8)</sup>、それらについては既に一定の研究の蓄積がある<sup>(9)</sup>。これに対して立法の厳罰化については、相対的に研究の蓄積が少なく、いくつかの目立つ立法事例の指摘を行うだけであったり(浜井・エリス 2009; 浜井 2011: 11章)、あるいは厳罰化を含む立法事例を列挙したりするだけであり(浅田 2008)、筆者が研究を行うまで体系的な議論がなかった。この立法の厳罰化については、従来の研究では主に1990年代後半以降に生じたと指摘されてきたが(浅田 2008: 332-333; 亀井 2010: 6; 浜井

(6) 『犯罪白書(平成19年版)』, 7-3-2-1図。

(7) 『犯罪白書(令和元年版)』, 5-2-1-1図。

(8) 司法の厳罰化に関連する側面として、仮釈放までの期間の延長に代表される「矯正行政の厳罰化」という類型をあげることもできるかもしれない。

(9) 世論の厳罰化に関する研究として、浜井(2011: 2章, 11章); 松原(2014: 3-4章)。司法の厳罰化に関する研究として、ジョンソン(2009); 浜井・エリス(2009)。

2011: 74), 量的な側面について言えば特に2000年代半ばに多く生じた現象である (Kyo, forthcoming)。

本稿の目的は、この立法の厳罰化の効果や正当性、そしてその限界について検討することにあるが、その効果等を把握する上で必要となることから、矯正政策の領域を考慮の対象に含める。たとえば、立法の厳罰化によってある犯罪に対する懲役刑の上限年数を延ばした場合、その罪における平均的な刑期が増加する可能性がある<sup>(10)</sup>。その刑期の増加は社会に対してどのような影響を与え得るだろうか。厳罰化の効果等を考察するにあたり、こういった点を広く検討しておくことは避けられない。他方、死刑に関する議論は必要最低限に留める。なぜなら、現実生じている立法の厳罰化は、死刑とは無関係だからである<sup>(11)</sup>。また、死刑については上述したように古くから研究が蓄積されており、既に様々な観点から膨大な議論が蓄積されている。それらを踏まえながら新たな知見を付け加えることは、残念ながら筆者の能力を遙かに超える。

本稿は、立法の厳罰化を前提として、論理的にあり得る正当化理由を大きく分けて3つあげて、それぞれについてその正当化理由が成立する範囲と限界を検討する。第1の正当化理由は、厳罰化政策が民意を反映した政治的帰結であるというものである。第2に、厳罰化政策により犯罪が抑止されるという政策論的な正当化理由である。第3に、現行の刑罰は犯罪者が受けるべき報いとして十分でないために、適切な報いとな

---

(10) もちろん、厳罰化した結果として実際に平均的な刑期が増加するかどうかは、個々の裁判事案において裁判所がその刑罰規定に基づいて量刑をどのように判断するか大きく依存する。

(11) 現在筆者が量的分析を進めている1990~2016年の法改正において (Kyo, forthcoming), 上限が死刑へと改められた刑罰や、新たに死刑を上限の刑として定義された犯罪行為は確認されていない。立法の厳罰化で重くなった刑罰と、上述した近年の研究の焦点である再犯という論点は本稿で後に議論するように一定程度関係するので、本稿の議論は学界・実務の最新の議論とも接続することができる。しかし、死刑は、再犯の問題とは関係しない。

るよう刑罰の水準を引き上げるといふ正当化理由である。これらの正当化理由について検討するとき用いる方法は、主として文献レビューであり、必要に応じて政府等による統計を利用する。あらかじめ断っておくが、参照する文献は研究書や研究論文に留まらない。本稿の目的に照らすと、犯罪の実態や刑務所内の処遇までも考慮する必要があるため、それらを主題とする当事者による手記やジャーナリストによるルポルタージュ等も適宜参照する。

本稿の結論を先取りすると、以下ようになる。立法の厳罰化は、それが全て厳罰化を求める民意を直接的に反映したものと単純に結論付けることはできない。また、犯罪の抑止策として有効であるといった、政策論として客観的なエビデンスに基づく説得力を持つわけでもない。犯罪行為に対する報いとして現状の刑罰が不十分であるといった正当化理由にも、積極的な根拠はない。世界的に生じている厳罰化という現象の一部として位置付けることのできる、日本における立法の厳罰化という現象を理解するためには、「ポピュリズム厳罰化」論が指摘するようなマクロな状況を考慮しながらも、その立法過程におけるミクロな政治的メカニズムを解明することが不可欠である。



## 2. 民意の反映としての厳罰化

本節では、厳罰化政策は民意を反映した政治的帰結であるという正当化理由について検討する。これは、その政策がたとえ目的とする効果を持たなかったとしても、その政策を実施することが主権者である国民の意思を反映したものである限り、民主主義的観点から正当化されるという論理に基づく。以下、日本における厳罰化政策に対する民意の状況を確認し、その民意の背景に何があるのかを検討していく。

### 2. 1 厳罰化政策に対する民意

日本において厳罰化政策に対する民意はどのような状況にある（あるいは、あった）だろうか。厳罰化政策全体についての民意を捉えることはそもそも難しいので、個別の厳罰化の論点に対する世論調査のデータをいくつか検討する。具体的には、第1節でもとりあげた、少年犯罪、および、悪質な交通違反としての飲酒運転に対する世論である。

神戸連続児童殺傷事件（1997年）等、少年による特異な凶悪事件が一時に連続して発生したことをきっかけとして、1990年代後半には少年犯罪が社会的な関心を集めていた。1998年2月実施の『読売新聞』の世論調査では、16歳未満でも刑事罰の対象とするための少年法改正について賛成する回答が76%であった。<sup>(12)</sup>その後、少年法改正の問題に対する世論の関心は一旦薄れたが、<sup>(13)</sup>2000年春に発生した名古屋5000万円恐喝事件、<sup>(14)</sup>豊川主婦殺人事件、および、<sup>(15)</sup>西鉄バスジャック事件という複数の少年事

(12) 神戸連続児童殺傷事件について触れた本は枚挙に暇がない。事件の関係者による著作だけでも以下があげられる。被害者遺族によるものとして、土師（1998 = 2002）；山下（1998 = 2002）。加害者の両親によるものとして、「少年A」の父母（1999 = 2001）。事件を担当した家庭裁判所裁判官によるものとして、井垣（2006）。加害者本人によるものとして、元少年A（2015）。

(13) 『読売新聞』1998年3月1日朝刊。

(14) 新聞データベース等の検索ヒット件数により少年法への関心の時系列的変化を測定した研究として、京（2015）。



件により、少年犯罪に対する世論の関心は高まった。少年法改正案が国会で審議されていた2000年の9～10月に新聞各社が加盟する日本世論調査協会が実施した世論調査では、少年法改正への賛成は91.4%であった<sup>(16)</sup>。治安の悪化に対する懸念が取り沙汰されていた時期である2004年に『朝日新聞』が実施した世論調査では、少年犯罪に対しての罰則強化に対する賛成は80%であった<sup>(17)</sup>。

飲酒運転については、罰則強化後の2003年9月に実施された『読売新聞』の世論調査において、さらなる厳罰化への賛成が39.8%であり、罰則強化されたばかりの現状を支持する51.4%と合わせると、9割超が厳罰化を支持していた<sup>(18)</sup>。福岡県で幼児3人が犠牲となった飲酒運転によるひき逃げ事故の約1ヶ月後に実施された2006年の内閣府の世論調査においては、飲酒運転やひき逃げの運転者に対する厳罰化がいずれも7割近かったのに加え、飲酒運転の車への同乗者や運転者へ酒を提供した者に対する罰則強化についても4割超が賛成していた<sup>(19)</sup>。

このように、少年犯罪や飲酒運転のような注目を集めた事件に関係する個別の論点については、厳罰化を支持する民意が強い場合も多く、結果として、少年犯罪や飲酒運転に対しては厳罰化の内容を含む法改正が実現している。

---

(15) 西鉄バスジャック事件については、その背景も含め、事件発生前に加害者の少年の両親から相談を受けていた精神科医によるものが詳しい(町沢総監修 2000; 町澤 2000)。豊川主婦殺人事件についても触れられている。

(16) 『中日新聞』2000年10月15日朝刊。ただし、当時国会に提出されていた与党改正案の柱となっていた厳罰化への支持は、39.9%に留まった。

(17) 『朝日新聞』2004年1月27日朝刊。

(18) 『読売新聞』2003年10月23日夕刊。

(19) 内閣府「『交通安全に関する特別世論調査』の概要(平成18年11月)」; 『朝日新聞』2006年11月17日朝刊。

## 2. 2 厳罰化政策に対する民意の支持の背景

厳罰化が民意によって支持される理由については、特に少年犯罪を例として多くの説明がなされている。それは、後述するように、少年犯罪をめぐる状況については、悪化していると評価できる客観的な事実が存在しないため、犯罪や刑事政策を扱う学問領域とその周辺では、そもそも厳罰化に対する民意の支持が強いこと自体が、重要な問いとして位置付けられてきたためである。他方、2000年代初め頃には、犯罪統計における数値の急激な変化に基づき、一般的な治安の悪化に対する懸念も取り沙汰されていた。しかし、これも犯罪や刑事政策を扱う学問領域とその周辺では、その統計が持つ特徴により、それをもって治安が悪化していると解釈することは正しくないという見解が支配的であった。

厳罰化を支持する民意の基礎に、厳罰化でもって対応すべき社会的課題はそもそも存在したのだろうか。これら2つの点を順に見ていこう。

### 2. 2. 1 少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化の実態

第1に検討するのは、1990年代後半頃に特に主張されていた、それ以前よりも少年犯罪が増加しており、凶悪化しており、そして低年齢化しているという言説である。非専門家による印象論に基づく言説としてはありふれているが、刑事法学者が詳細なデータの検討に基づいて述べた代表的な研究として、前田(2000:7章)があげられる。こうした特徴付けは、この時期の少年犯罪をそれ以前の時代の少年犯罪から区別するメルクマールになるとは少なくとも言えないとの謙抑的な指摘に加えて(鮎川2002:3章)、主に犯罪学や刑事政策学の文脈におけるデータに基づく研究からは、これらの言説はデータの正しい理解に基づくものとは言えないと指摘されている。それぞれの論点について、どのように主張されているかを検討しておく。

まず、少年犯罪が増加しているという点である。少年犯罪は常に暗数の問題が付きまとう性質を持つ。犯罪が認知されたとしても、その被疑

者を検挙しない限り、それが20歳未満の少年によるものかは分からないためである。そして、仮に被疑者の少年を特定したとしても、警察がそれを事件として処理するかどうかによって、少年犯罪の数は左右される。特にその犯罪が軽微なものであるほど、個別の事件の取り締まりを行う第一線の現場の人々の自由裁量によって事件として処理されるかが決まるので、統計数字は大きく影響を受ける(鮎川 2002: 158-159; 土井 2003: 10-11)。この時期にはしばしば少年の検挙人員数の増加というデータでもって少年犯罪が増加していると主張されていたが、これも他の統計から照らし合わせるとその実態が明らかになる。そもそも暗数の問題が相対的に少ない殺人に限ると、1980年代以降の少年の検挙人員は1950~60年代に比べると格段に少ない(浜井 2011: 363)。また、少年犯罪の共犯率は元々成人による犯罪よりもかなり高く、特に4人以上の共犯率については成人と比べてかなり高い水準にあり、中でも強盗の共犯率は1990年代半ばから上昇傾向にあった。それゆえ、検挙人員で見れば犯罪件数に比して多数になってしまう(久保 2006: 83-87)。

次に、少年犯罪が凶悪化しているという点である。これは少年による強盗の件数が10年前の2倍に増えたというデータによって主張されることが多かった(久保 2006: 90-91)。しかし、これは、「凶悪化」という言葉でイメージされるものではなく、むしろ「稚拙化」と呼ぶべきものであると複数の研究者が指摘している(久保 2006: 97-98; 河合 2009b: 23-26)。たとえば、少年非行において、他人から金品を奪うことを目的とする行為のかつての代表例は、声や態度によって脅して金品をせしめる「カツアゲ」であり、これは恐喝罪に相当し得る。他方、1990年代の非行少年たちに流行したのは、同じく金品を奪うことを目的とする行為でも、「カツアゲ」のように、コミュニケーションの技術を必要とし、仮に発覚しても客観的な証拠の残りにくい行為ではなく、直接的な暴力を用いるためにすぐに発覚しやすい短絡的な「オヤジ狩り」であり、これは強盗罪に相当する場合が多い。<sup>(20)</sup> こうした犯罪態様の変化には、非行

少年たちが自分の行為がもたらす影響について無知であり、精神的に幼いという傾向が以前より強くなっていることが背景にあると指摘されている(土井 2003: 42-43)。

最後に、少年犯罪が低年齢化しているという点である。上述した神戸連続児童殺傷事件は当時中学3年生であった14歳の少年によって引き起こされたが、2000年代初めには中学1年生による長崎男児誘拐殺人事件<sup>(21)</sup>や、小学6年生による佐世保小6女児同級生殺害事件のように<sup>(22)</sup>、低年齢層の子供による特異な事件が連続して発生しており、そうした事実がこの言説の根拠になっている。しかし、そもそもこうした事件は「特異」であるがゆえに数としては少ない。また、低年齢層の子供が世の中を驚かせるような事件を引き起こすことは過去にもあり、1990年代以降だけの特異な傾向ではない(久保 2006: 116-117; 管賀 2007: 1章)。

この言説の根拠としては、低年齢層の子供が年長の少年や大人と同じような犯罪に手を染めるようになってきたこともあげられている。たしかに、少年の刑法犯の検挙人員を、年齢層別の人口に対する比率で見た場合、低年齢層(14~15歳の年少少年、16~17歳の間少年)の少年の比率は、18~19歳の年長少年よりも高い。しかし、この比率の乖離は、上記のようないくつかの特異な事件をきっかけに少年犯罪が問題化した1990年代後半よりも、特に中学校での校内暴力が社会問題化した1980年代の方が大きかった(久保 2006: 118)。また、生まれ年別に何歳の時点でどのぐらいの割合が非行少年となるかを示す非行少年率の推移で見ても、少年非行の低年齢化が生じているという傾向は読み取るこ

(20) 他に、鮎川(2002: 219-221)は、強盗罪の適用が時代によって変わったことによる影響の可能性を指摘する。

(21) 有識者による「男児誘拐殺人事件検証会議」の報告書やそれを受けたインタビュー等をまとめたものとして、長崎新聞社報道部少年事件取材班(2017)。

(22) 事件発生当時、被害者遺族の直属の部下であったジャーナリストによるルポとして、川名(2014=2018)。

とができない(久保 2006: 118-119)。むしろ、いつまでも非行から足を洗えない非行少年が多くなるという「高齢化」が生じているという主張さえある(岡邊・原田 2006; 浜井・芹沢 2006: 45-47; 浜井 2011: 367-370)。

## 2. 2. 2 治安の悪化の実態

第2に検討するのは、それ以前に比べて、2000年代初め頃から犯罪が増えて治安が悪化したという言説である。これは、2000年代初めにおける刑法犯認知件数の急激な増加を根拠として主張されていた。たしかに、刑法犯認知件数はピーク時の2002年には戦後最大の285万件超えとなり、その10年前から見ればおよそ100万件増加している。こうした状況を受けて2003年に政府に設置された犯罪対策閣僚会議が策定した行動計画の冒頭には、「今、治安は危険水域にある」と明記された<sup>(23)</sup>。

このようなデータを表面的になぞれば、治安が悪化しているように見えるかもしれない。しかし、犯罪統計の性質から考えれば、認知件数が発生した全ての犯罪の数を意味するわけではないことは明らかである(図1)。認知件数は、実際に発生した犯罪件数(発生件数)のうち、警察が受理した件数を意味している。実際に発生した犯罪が認知件数として統計に現れるまでには、主として、被害者や目撃者が届出をするか(あるいは、その前に犯人が自首するか)という判断と、届けられた事件が犯罪を構成するとして警察がそれを受理するかの判断をするという、少なくとも2段階のフィルターを経なければならない(浜井編著 2013: 15)。被害者や目撃者が届出をするかという判断は、特に軽微な犯罪ほどその社会における一般的な治安状況等に左右されるし、警察がその届出を受理するという判断は、政策的な方針の影響を大きく受ける。

---

(23) 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画：『世界一安全な国、日本』の復活を目指して(平成15年12月)」。

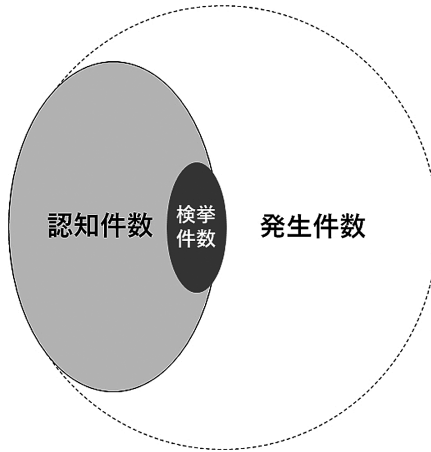


図1 犯罪統計の構造

出典：浜井・芹沢（2006：20）

2000年代初めに刑法犯認知件数が爆発的に増加したことの直接的な背景として指摘されるのは、1999年10月に発生した桶川ストーカー事件である（浜井・芹沢 2006：24-25；河合 2009b：19-20）。この事件では、被害者の女子大生が、元交際相手とその兄が雇った男に殺害された。被害者はこの事件が発生する前に何度も身の危険を感じていたことから、その危険性を示すための録音テープ等を持って埼玉県警上尾署に「殺されるかもしれない」と何度も相談に行き、元交際相手を告訴するという意思を固めたにもかかわらず、担当警察官らが告訴調書を改竄するなどして受理しなかったことが明らかになり、埼玉県警が厳しく批判された<sup>(24)</sup>。また、2000年1月には、新潟で少女監禁事件が発覚した。この事件では、

(24) この事件における被害者の生前の行動や、警察による事件発生前の対応および発生後の捜査における失敗の数々については、清水（2000 = 2004）に詳しい。また、実行犯であった男が書いた手記等を元に、裁判で認定された事実が真相とは大きく異なっていた可能性が高いことを示すものとして、久保田・片岡（2020）。

1990年に当時9歳の女兒を誘拐し、それから9年間にわたって自室に監禁していた男が逮捕されたが、誘拐事件発生時の新潟県警の杜撰な初動対応や、監禁事件発覚時の職務怠慢等が判明し、厳しく批判された<sup>(25)</sup>。こうした一連の警察不祥事に対する社会的批判を背景として、2000年3月には警察庁次長から、告訴・告発を含む困りごとの相談体制の強化を指示する通達が出されている(浜井・芹沢 2006: 24; 河合 2009b: 19)。ある年を境に人々が急激に暴力的になったり法律を無視するようになったりするとは考えにくく(浜井・芹沢 2006: 23)、こうした不祥事とその後の警察組織全体の対応によって現場の警察官が事件の受理に積極的になり、その結果として認知件数が増加したと考える方が妥当性は高い。警察の現場では、「検挙件数/認知件数」で算出され、成果の指標として重要視される「検挙率」を上げるために、捜査のしようがない事案については被害者を説得して被害届を出さないようにしてもらおうという、「にぎる」「つぶす」という語で呼ばれる対応がしばしばなされており(小川 2013: 62-81)、その対応を変えれば認知件数を増加させることができる。

認知件数が逆に急激に減少する事象の背景にも、政策的な方針の影響が見られる場合がある。これを示す事例は、2014年に発覚した大阪府警による統計の不正である(原田 2016: 191-193)。2008年、財政改革のために警察官の削減案等を掲げていた就任当初の橋下徹大阪府知事に対し、大阪府警本部長は街頭犯罪対策の重要性を説いた。橋下知事から削減案を撤回する代わりに治安の数値目標を求められ、府警は「街頭犯罪のワースト1返上」のキャンペーンに取り組み、2010~12年における大

---

(25) この事件について、主に裁判の顛末を追ったルポとして、松田(2002=2009)。

(26) なお、この当時の警察不祥事を風刺した楽曲として、忌野清志郎作詞・作曲「警察に行ったのに」(ラフィータフィー名義のCDアルバム『夏の十字架』(2000年)所収)がある。



阪府内の街頭犯罪の認知件数は、それまで10年連続ワースト1であったところ、東京都に次ぐワースト2となった。しかし、それは府警による認知件数の過少報告によるもので、実際はワースト1を逃れていなかった。

また、上述したように、認知件数の増減には、被害者や目撃者が届出をするかという判断も影響する。たとえば、極端に治安が悪い社会においては、被害者や目撃者は軽微な犯罪行為についてはいちいち届け出ているとキリがないので警察に届け出ないだろうが、治安が良い社会においては、軽微な事件でも届出をするかもしれない。結果として、前者では認知件数が少なく、後者では多くなる。また、警察の持つ能力が低い、あるいは、警察に対する社会からの信頼性が低い社会においては、被害者等は警察に頼っても無駄と考えて、届出をしないだろう。こうした場合に認知件数のみで治安の良さを測定すると、警察機能が崩壊した国の治安が最も良いという結論に至りかねない(河合 2009b: 17)。このように、認知件数の増減だけで治安の良し悪しを把握することには大きな問題がある。

以上のように、日本における治安の悪化を示す根拠として認識されていた2000年代初めからの刑法犯認知件数の急激な増加は、犯罪統計の性質を考慮すれば、一般的に治安の悪化という言葉でイメージされるような、犯罪がそれ以前よりも多発しているという事態とは異なっていたと考えられる。しかしながら、この時期の治安の悪化は客観的には裏付けられないものの、主観的なレベルにおける治安(体感治安)が悪化していると認識する人は多くなっていた(浜井・芹沢 2006: 17; 森・藤井 2009=2015: 112-113)。図2は、内閣府の世論調査において「現在の日本の状況について、良い(悪い)方向に向かっていると思われる」分野について、「治安」と回答した人の割合である(複数回答)。2000年代は治安が「悪い方向」に向かっていると考えている人の割合のほうが、「良い方向」に向かっていると考えられる人の割合よりも、圧倒的に多かった。そして、立法の厳罰化は、量的にはこの時期に集中している(Kyo,

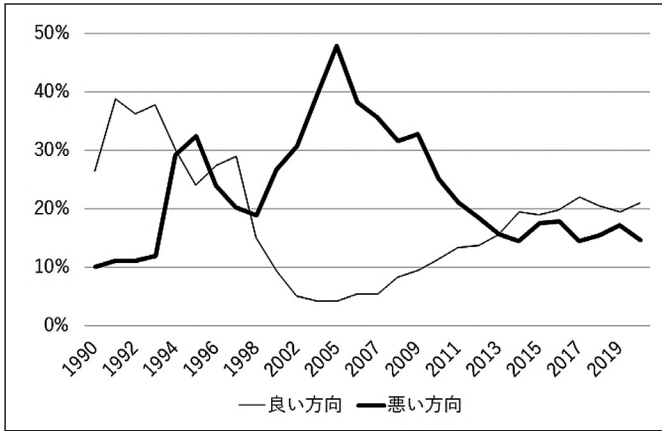


図2 世論調査における治安に関する意識の推移

出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」各年版より筆者作成

forthcoming)。たとえ治安の悪化を裏付ける客観的な事実はなくとも、体感治安が悪化していると多数の人が感じていれば、その政策自体の良し悪しは別として、厳罰化政策は民主的に正当化され得る。

### 2. 2. 3 治安の悪化の実態

客観的な事実としての少年犯罪の増加・凶悪化・低年齢化や治安の悪化はないにもかかわらず、なぜ多くの人が、少年犯罪が危険になっていると考えたり、体感治安が悪化していると感じたりしたのだろうか。2004年と2006年に実施された内閣府の世論調査によれば、治安に関する情報については約95%がテレビ・ラジオから、約80%が新聞から入手しており（複数回答<sup>(27)</sup>）、以下のように複数の研究者がマスメディアの報道のあり方に原因の一端がある旨指摘している。

原因となり得た報道のあり方としては様々な側面が指摘されている。たとえば、警察の発表をそのまま流すという日本の犯罪報道の構造的な特

(27) 内閣府「治安に関する世論調査」平成16年7月および平成18年12月調査；浜井（2009：27）。

徴や(久保 2006: 206-208), 記事の内容に比してセンセーショナルな新聞の見出しによって受ける印象(河合 2004: 103), あるいは, 現場の記者が取材をする中で実際の治安は悪化していないと考えたとしても, 治安の悪化というストーリーを信じ切っているデスクの判断でそうした記事は掲載されないという事情があげられる(荻上・浜井 2015: 42-44)。また, マスメディアが特異な事件を集中的に扱うことによる影響も指摘される。殺人事件の大多数を占めるのは, 家庭内殺人<sup>(28)</sup>と底辺社会層におけるケンカ殺人であるのに対し, ワイドショーが扱う殺人事件の多くは中流のいわゆる「普通の人」が加害者・被害者であるという意味で稀な事例である(河合 2009a: 1章, 2009b: 33-35)。殺人容疑で検挙された少年の割合も1960年代までに比べればかなり少なくなっているが(岡邊 2014: 47), 少年による殺人事件が発生すると集中的な報道が行われ, 人々の間で多く語られるがゆえにあたかもそれが代表的な事例であるかのように信じられるという「セイリエント・ケース (salient case) の代表例化」が起こる(鮎川 2002: 218-219)。そういった報道によって, 「真の環境」(つまり, 現実)と乖離した「擬似環境」(リップマン 1922=1987)が人々の中に形成される(作田 2014: 87-88)。さらに, 治安の問題を論じる上で必ずしも適格とは言えない「専門家」がテレビ番組に出演し, 事実に基づかないコメントをする(荻上・浜井 2015: 46-47)。

ただし, 浜井浩一によれば, 多くの人の体感治安の悪化が厳罰化政策にまでつながったのは, こうしたマスメディアのあり方のみによる影響だけでない。1990年代後半から, 犯罪報道によって悲惨な状況におかれた被害者が再発見されて, 「自分が, あの立場だったら」という不安を呼び, それが行政・政治家, 市民運動家, 専門家の参加によって一過性のパニックに終わらずに新たな社会問題として制度に組み込まれ定着し

---

(28) 2011年のデータでは, 殺人で検挙された者のうち52.0%は被害者と親族の関係にあり, 35.4%は被害者と面識がある者, 面識のない者は12.1%であった。『犯罪白書(平成24年版)』, 5-1-5-1図。

ていくという「鉄の四重奏」(Best 1999: 63-69)が機能したと考えることができる(浜井 2004: 19-21, 2011: 72-76)<sup>(29)</sup>。また、河合幹雄は、治安に関する不安を人々が抱きやすくなったのには、「境界の衰退」が関係していると指摘する(河合 2004: 248-250, 2009b: 30-31)。典型的には夜の繁華街と昼の住宅街の間にある違いのように、社会にはこれを越えると犯罪が起こりやすいが越えなければ安全という時間的・空間的な「境界」がある。昼の住宅街の人間にとって犯罪は「境界」の向こう側のこととして安心できたが、その「境界」が曖昧になったことにより<sup>(30)</sup>、誰でもどこでもどんな時間でも、確率はごくわずかとはいえ犯罪に遭うかもしれないという漠然とした不安感を抱くことになった。

### 2. 3 小括

本節の議論を小括する。民主主義的観点から言えば、厳罰化政策は、治安の悪化という社会的問題に直面した人々がその解決策として支持することによって正当化され得る。しかしながら、厳罰化政策が進んだと言われる1990年代後半以降の日本においては、治安が悪化していたことを示す客観的な事実があったとは言いがたい。しかしながら、マスメディアの報道のあり方により、そしてそれに関係する社会の構造や動きにより、以前よりも治安が悪化しているという主観的認識が人々の間に定着した。したがって、本稿の主題である立法の厳罰化がこの観点から正当

---

(29) 治安が悪化した、少年犯罪が凶悪化したという前提を疑うことなく議論が進められ、刑罰などの力によってそれを抑え込もうと考える人々が強い影響力を持つ者の周りに自然と集まって厳罰化政策が進められていったという現象を、浜井(2012: 109-111)は「原発村」になぞらえて「厳罰村」と呼んでいる。

(30) 関連して、NHKスペシャル取材班(2020: 3-4, 185-187)は、いわゆる「半グレ」と呼ばれるグループが、かつて一般社会と暴力団等の犯罪組織との間に存在した境界線が曖昧になっている中で活動していることを指摘する。

化されるとすれば、人々の体感治安の悪化という主観的認識を基礎として、その立法がそれを緩和する効果を持つ（と少なくとも人々が主観的に判断する）場合である。逆に言えば、人々の体感治安の改善に何ら影響を及ぼさない領域における立法の厳罰化は、この基準では正当化されない。

なお、本節では治安の悪化は客観的な事実としては存在しなかったと論じたが、もし仮に当時報道されていた通りに治安の悪化が存在したとしても、厳罰化政策の正当化理由についての本稿の主張はそれほど変わらない。この基準から厳罰化政策が正当化されるためには、人々の不安の原因となっている治安の悪化を解消するものでなければならない。それは実際に生じていた治安の悪化を解消するものでなくても、人々の主観における治安の悪化を解消するものであればそれで足りる。非常に極端な例をあげると、認知件数によって治安に対する不安が生じているのだとすれば、表向きは犯罪に対する厳罰化の姿勢を強く打ち出しながら、他方で警察における犯罪の受理を抑制すれば、その目的は果たせる<sup>(31)</sup>。逆に、もしある政策が治安の悪化を実際に解消するものであったとしても、それが人々の体感治安の悪化を解消するものでなければ、この基準からは正当化されない。厳罰化政策が犯罪に対する抑止効果を持つがゆえに正当化できるかという点については、次節で検討する問題である。

---

(31) ただし、これが行き過ぎたものが、上述した大阪府警による統計不正であり、一度明るみに出してしまうと政府の信頼は失われ、同じ方法をとることはできなくなってしまうだろう。もっとも、人々がその事実を記憶していればであるが。

### 3. 犯罪の抑止策としての厳罰化

本節では、厳罰化政策により犯罪がそれ以前よりも抑止されるという政策的で実利的な正当化理由について検討する。この正当化理由は、刑罰は犯罪を防止するために科すものであり、犯罪の防止効果があるから正当化されることを意味する、刑罰の正当化根拠における目的刑論に相当する(川出・金 2012:66)。周知の通り、目的刑論には、潜在的な犯罪者が刑罰の存在を認識することにより犯罪行為を思い止まるという一般予防論と、その罪を犯した犯罪者自身による再犯を予防するという特別予防論とがある。したがって、以下では、刑罰の存在そのものではなく、法改正によってそれ以前よりも重い刑罰を科すという立法の厳罰化、すなわち刑罰の増加分について焦点を絞った上で、一般予防論および特別予防論の観点からそれを正当化できるかについてそれぞれ検討していく。

#### 3. 1 潜在的な犯罪者による犯罪の抑止

以下では、潜在的犯罪者による犯罪を抑止するという一般予防論の観点に基づいて、立法の厳罰化の正当化理由を明らかにすることを試みる。この観点から立法の厳罰化が正当化されるには、目的合理的な潜在的犯罪者にとって、その厳罰化が行われる前であればある行為が「割の良い」ものであったのに対し、その行為に対する刑罰が加重されたことにより、その行為が「割に合わない」ものになり、結果としてその行為を実行しなくなる、という状況が生まれる必要がある。

なお、犯罪を「割に合わない」ものにすれば、どんな犯罪に対しても重い刑罰を科せばよいという主張があり得るかもしれないが、その行為の重要性に比して重すぎる刑罰を科した場合には、逆に抑止ならず、むしろ新たな犯罪を誘発してしまう可能性がある(ベッカーリア 1766=2011:86-87)、そう単純ではない。極端な例をあげれば、窃盗の罪に対しても必ず死刑が科されるのだとしたら、合理的な窃盗犯は逃走

するためには人を殺すことも厭わないだろう。

刑罰等による犯罪の抑止効果については、特にアメリカで実証研究が大量に蓄積されている。他方、日本ではデータ上の制約もあってほとんど行われていないが、本稿の主題との関係においていくつか注目しておくべき実証研究がある。それら先行研究を検討する前に押さえておかなければならないのは、厳罰化の抑止効果を実証的に研究する際には、解決しておくべき問題が少なくとも2点あるということである(中島 2011 : 50-57, 2012 : 64-68)。

第1に、内生性の問題である。厳罰化政策によって犯罪が抑止されたか否かを検討するときには、厳罰化政策に関わる変数を独立変数、犯罪状況を示す変数を従属変数とする回帰分析を行うのが一般的である。この回帰分析を適切に行うためには、少なくとも独立変数が従属変数によって影響されていないことを仮定しなければならない。しかし、厳罰化政策が犯罪状況から全く影響を受けていない、すなわち、犯罪状況と無関係に策定される、とは考えにくい。この独立性が担保されない場合にそのまま推定を行うとどのような結果が起こるかということについて、非常に単純化した例を用いると以下ようになる。仮に治安が悪い地域と良い地域とがあり、悪い地域ではそれに対応するために厳罰化政策を実施し、良い地域では実施しなかったとする。このデータをもってそのまま回帰分析を行うと、厳罰化政策を実施している地域ほど治安が悪いという相関関係が析出される。こうした問題を解決するためには、厳罰化政策が犯罪状況からの影響を受けないように工夫したデータ選びをすることや、内生性を解決するような統計的推定の手法を採用する必要がある。

第2に、抑止力(deterrence)と無力化(incapacitation)の識別の問題である。仮に内生性の問題を解決した分析が可能になったとして、厳罰化政策の導入によって犯罪が統計的有意に減ったという結果が得られたとする。しかし、それは一般予防論が想定するような、潜在的犯罪者が刑罰の存在によって犯罪行為の実行を思い止まった結果として犯罪が



減ったという意味での抑止効果が働いた結果であるとは必ずしも言えない。厳罰化政策によって刑期が長くなった結果、既に犯罪を行った者が長く刑務所に留まることになる。受刑者は一般的にそうでない人に比べて犯罪を行う可能性の高い者であり、そうしたリスクの高い潜在的犯罪者が刑務所に長く留め置かれるために、犯罪を行うことがそもそも不可能になるという無力化効果によって犯罪が減るというメカニズムも想定できる。この無力化効果は、既に犯罪を行った者による再犯予防を想定しているという点で、後に検討する特別予防論の範疇に属するものであり、刑罰の威嚇効果によって潜在的犯罪者による犯罪を抑止するという一般予防論の想定する抑止効果とは分けて検討されるべきである。

### 3. 1. 1 アメリカにおける抑止効果の実証研究

刑事司法政策による犯罪抑止効果については、アメリカにおける犯罪学および経済学の文脈において実証研究が古くからかなり蓄積されている。各々の政策における犯罪抑止効果の有無については結論が分かれているが、これらを包括的にレビューした複数の研究、具体的には、法と経済学の観点に基づく Levitt and Miles (2007)、犯罪学者による Paternoster (2010)、および、経済学者と犯罪学者の共著による Durlauf and Nagin (2011) によれば、たとえば警察官の増員などのように、逮捕されて刑罰を受ける確率を高めるような政策変化による犯罪抑止効果については相対的に強い証拠があるものの、刑罰の厳しさの変化による犯罪抑止効果があることを示す信頼性のある証拠は少ない。<sup>(32)</sup> この点、ベッカーリア (1766 = 2011 : 86-87) も、「犯罪を抑止する最上の策は、刑を厳罰化することではなく、刑罰を誤りなく適用することである」と述べている。

それらのレビュー論文以後に発表された論文においても、厳罰化の内

---

(32) von Hirsch et al. (1999) ; Bottoms and von Hirsch (2010) ; Nagin (2012) ; Ashworth and Roberts (2012) も参照。

容を含む政策による抑止効果があると結論するものと (Abrams 2012 ; Datta 2017), ないと結論するものの (Ackerman et al. 2012 ; Zhang 2016)<sup>(33)</sup>, 双方が見られ, 厳罰化による抑止力に関する論争はまだ続くかもしれない。しかし, 2010年あたりまでの大勢としては, 上述したように厳罰化の抑止効果にとって否定的な結論が出ている。他方, 研究室実験に基づいて厳罰化による抑止効果を肯定する研究も複数存在している (Friesen 2012 ; Harbaugh et al. 2013)。しかし, 後述する論点と関係するが, この知見がどこまで一般的な犯罪抑止に応用できるかは, 被験者と潜在的犯罪者の属性の違いに関わる点で疑問が残る。被験者の大多数は, 現行の刑罰でも罪を犯そうとはしない善良な市民で, 潜在的犯罪者ですらないからである。

### 3. 1. 2 日本における抑止効果の実証研究

アメリカの研究は犯罪の抑止効果についての理論的側面を考える上で示唆的であるが, 犯罪をめぐる状況が日本とは大きく異なるので, その知見をそのまま日本に適用することは難しい。日本のデータを用いた検証が必要となるが, 犯罪の抑止効果について, 大量の研究蓄積があるアメリカに比べて, 日本のデータを用いた研究は極めて少数である。その理由として中島 (2011 : 61) は, 日本ではデータの制約があるのに加え, 「法と経済学」の伝統が浅いことをあげている。少数であるがゆえに全て検討できるという利点もあると考え, 以下では筆者の管見の限り涉猟できた日本における厳罰化の抑止効果についての実証研究について検討していく。

#### 死刑の抑止効果に関する初期の研究

中島 (2011 : 2 章) は, 日本における犯罪抑止に関する実証研究とし

---

(33) ただし, Zhang (2016) はカナダを対象とする研究である。

て、松村・竹内(1990)、秋葉(1993)、および牛山(2008)の3つの研究をレビューしている。また、森(2020)は、前二者に加え、日本ではなぜかほとんど知られておらず引用されていないが海外では日本の死刑の抑止効果研究として引用されることの多いMerriman(1988)をとりあげ、それら3つの研究を可能な限り再現し、分析手法や使用したデータについての問題点を検討している。以上4つの研究のうち、牛山(2008)以外については、主として死刑の抑止効果を検証するものであるため、本稿の主題である厳罰「化」による抑止とは直接関係はしない。しかしながら、死刑という究極の「厳罰」による抑止が論点となっており、また、日本のデータを用いた犯罪抑止に関する貴重な実証研究であるので、簡単に触れておく。

松村・竹内(1990)は死刑による殺人への抑止効果はないと結論付けており、他方、秋葉(1993)とMerriman(1988)は、死刑による殺人への抑止効果があると結論している。このように結論を分けた可能性のある原因として、森(2020:361)は、前者が死刑言渡し率、後者が死刑執行率を用いていることを指摘している。また、中島(2011)と森(2020)はいずれも、これらの研究は様々な分析手法上およびデータ選択上の問題を抱えていることを指摘している。

#### 強盗の法定刑引上げによる抑止効果についての研究

牛山(2008, 2009)<sup>(34)</sup>は著作権法犯と強盗犯についての法定刑引上げによってそれらの犯罪が抑止されたかを検討する研究であり、その点において、本稿の主題である立法の厳罰化による抑止効果を検討する、日本のデータを用いたおそらく最初の論文として極めて貴重である。結論としては、著作権法犯については抑止効果が認められず、強盗犯についてのみ抑止効果があったとしている。

---

(34) 修士論文としてインターネット上に公開されている牛山(2008)を学会誌に公表したものが牛山(2009)であると推測される。

しかし、牛山自身が「暗数の問題」を自覚している通り (牛山 2008 : 17, 2009 : 49), また中島 (2011 : 64-65) が「犯罪統計のくせ」の除去について疑問が残ると指摘しているように、この研究で用いられた強盗犯のデータについては問題がある。特に、この研究で用いられたデータが2001~06年における強盗犯の認知件数と検挙件数であることには注意が必要である。

前節で述べたように、この時期の前半は、警察の不祥事が連続して発覚したことにより、警察による事件の受理に関して大きな方針転換が生じていたことが強く推測される時期である。この研究で扱われている強盗のような凶悪犯罪については、被害者・目撃者や現場の警察官の対応の仕方によって認知件数や検挙件数がそれほど変わらないのではないかと考える読者もいるかもしれない。しかし、強盗という犯罪の認知件数と検挙件数は、まさに現場の判断で大きく左右される。

強盗というと、凶器で相手を脅して金品を要求するような事件がまず思い浮かぶかもしれないが、たとえば万引き犯がその犯行を保安員に見咎められて現場を逃走しようとした際に保安員にケガをさせた場合には、事後強盗として強盗罪の構成要件が成立し得る (刑法238条)。そもそも万引きについては、警察を呼んで処理するかどうかは店の方針によって異なる。<sup>(35)</sup>万引き摘発の現場について書いた伊東 (2016) は、万

---

(35) いわゆる「万引きGメン」として数々の万引き摘発の現場を経験した伊東 (2016 : 110, 173) によれば、スーパーマーケットにおける万引き摘発の現場では、明らかに証拠が揃っていて本人が認めている事案であっても、警察を呼ぶかどうかは店の方針による。万引きの現行犯として店によって捕らえられた人物の身柄の引受先がない場合や、犯罪歴がない場合、あるいは被害金額が低く所持金で買い取りが可能な場合には、警察は事件化を嫌がって被害届を出さないよう店側に頼む場合もある (伊東 2011 : 180, 205 ; 万引き対策研究会 2003 : 37, 139)。また、大久保ほか (2013) による香川県内の店舗を対象にした調査によれば、店が警察に通報した1年あたりの認知件数に対して、通報しなかった件数も含む万引き件数は、スーパーマーケットで約9倍、コンビニで約34倍、書店で約8倍あり、警察

引き犯が摘発を逃れようとして保安員に暴行を働いた場合でさえ、それを警察に届けるか、そして警察が受理するかは、現場の状況や被疑者の性質によって異なることを示している。<sup>(36)</sup>

厳密な法の解釈と適用の場面においても、窃盗として認知・検挙すべき事案であるか、それとも強盗として認知・検挙すべき事案であるかは、現場レベルの判断で確定させることは難しい。<sup>(37)</sup> 警察官向けの解説では、軽い罪の疑いで逮捕・勾留した被疑者を後からそれより重い罪で起訴すると被疑者の防御の機会を奪うことになるので、成立する可能性のある重い罪で逮捕・勾留することを勧めている(警察実務研究会 2015: 49; 丸山 2016: 49)<sup>(38)</sup>。

に通報するほかには家族や学校・職場に通報するという対応がある。ただし、窃盗罪に罰金刑を新設した2006年の刑法改正以降は、事件化されることが多くなっているという(伊東 2011: 17; 河村 2013: 180)。

(36) 伊東(2016: 76-81)が万引きの現行犯として摘発した老女から性的な暴行を受けた際、その被害を警察に訴えたが、「気持ちはわからないでもないけど、そんな受理できるわけないでしょう」と言われたという。この被疑者の行為は、少なくとも形式的には事後強盗罪の「逮捕を免れ」のための「暴行」に該当する可能性が高いし、事後強盗罪における構成要件には該当しなくても暴行罪には該当し得る。仮に性別が逆であればおそらく受理されていたであろう。伊東は他にも、外形上は強盗致傷になり得る万引き事案が事件化しなかった例を紹介している(伊東 2011: 192-199)。

(37) 仮にケガをさせた場合、万引き犯による暴行の目的やその程度によって、強盗致傷罪が成立するか、それとも窃盗罪と傷害罪の併合罪になるかが異なることになり、その客観的判断は難しく、万引き犯が声をかけた保安員にケガをさせた事例の中でも、強盗罪が成立するとして起訴した検察官と、窃盗罪と傷害罪と認定した裁判官とで、判断が分かれた事案が複数存在する(丸山 2016)。中尾(2007: 85)によれば、いずれで処理すべきかは、現場の検察官の間では従前から意識されており、警察からの送致事実の記載にとらわれず判断をし、認定替えをして処理するなどおおむね適正な処理がなされているというが、そこから考えれば、警察における検挙の時点では後の裁判で窃盗の有罪判決を受けるものを強盗として処理している場合もあり得るということである(逆もまた然り)。

(38) 牛山(2008, 2009)のデータとは関係しないが、被疑者国選弁護人制度

このように、凶悪犯罪に分類される強盗であっても、認知および検挙は現場の対応によって大きく左右されるし、被疑者の防御の機会を確保するために警察がより重い罪で逮捕・勾留することも示唆されている。そうした対応によって認知件数や検挙件数が左右される強盗という種類の犯罪について、しかも警察の事件受理の基準について大きな変動があったと強く推測される時期のデータを用いて、その時期に行われた厳罰化の内容を含む法改正による抑止効果があったと結論することには、慎重である必要がある。

### 厳罰化による抑止効果を扱った近年の研究

日本のデータを用いた厳罰化による抑止効果に関する近年の実証分析としては、Oka (2009)、田中 (2011)、渡邊 (2014)、および、村松ほか (2017) と Muramatsu et al. (2018) がある。

Oka (2009) は、2000年の少年法改正によって刑事処分可能年齢が16歳以上から14歳以上に引き下げられたことにより、新たに刑事罰を受ける可能性が生じることになった14～15歳（加えて、近い将来その可能性がある13歳）の少年の検挙人員数が、16～19歳の少年に比べて統計的有意に低下していることから、実質的な厳罰化の内容を含むこの少年法改正には、この年齢層の少年に対する犯罪抑止効果があったことを主張する。この研究は、少年法の厳罰化が少年犯罪の抑止効果を持つかという学問的にも実務的にも極めて重要な問題を扱っており、かつ、方法的にも洗練されている。しかしながら、この研究にも上述した「暗数の問題」および「犯罪統計のくせ」に係る問題を指摘できるとともに、この抑止効果が発生するメカニズムについての仮説の1つが、現実離れしすぎていて説得力に乏しいと言わざるを得ないという問題がある。

---

や検察官による被疑者取調べの録音録画制度の導入後は、それらの制度の対象となるか否かが罪名で変わるという事情も指摘されている (丸山 2016 : 49)。

まず、用いているデータにおける「暗数の問題」および「犯罪統計のくせ」に関する問題である。Oka (2009) は13~15歳の少年の検挙人員数が刑事処分可能年齢を引き下げる改正少年法の施行を境に統計的に有意に減少したことを指摘する。しかしながら、この研究でデータソースとして用いられている「少年の補導及び保護の概況」(Oka 2009: note 20)を確認すると、少年の検挙人員のうち、約6割が窃盗犯で、そのうちの多数は万引きと自転車盗であり、そこに占有離脱物横領(置き引き等)を加えると、検挙人員総数の8割を超える<sup>(39)</sup>。既に牛山(2008, 2009)に対する指摘において言及したように、成人の窃盗でさえ被害者・目撃者や警察が事件として手続きを進めるかどうかの裁量を行使しているという事実があり(注35も参照)、それが13~15歳の少年によるものであれば、その傾向は一層強くなると推測される。

次に指摘しておきたいのは、この抑止効果が発生するメカニズムについてである。抑止効果があったということは、13~15歳の潜在的非行少年が、改正少年法によって刑事処分を受ける可能性を考慮して、犯罪行為(多くを占めるのは、万引き、自転車盗、および、置き引き)を控えた、というメカニズムが生じていたことを意味する。ここでまず疑問として浮かぶのが、この年齢層の潜在的非行少年が少年法改正の内容を理解していたのか、という点である。

少年法の厳罰化を求める主張の中には、「少年法が甘いから少年犯罪が減らない」という言説がしばしば見られる。この考えの背景には、社会の注目を集めた事件の当事者たる少年が少年法の「甘い」対応を認識していた<sup>(40)</sup>という報道がある。しかし、Oka (2009) が分析対象としてい

(39) たとえば、平成16年(2004年)において、刑法犯少年の検挙人員の総数が134,847人。このうち多数を占めるのが窃盗犯76,637人(56.8%)とその他の刑法犯43,603人(32.3%)。窃盗犯のうち万引きが38,865人、自転車盗が15,342人。その他の刑法犯のうち占有離脱物横領が37,194人。警察庁生活安全局少年課「平成25年中における少年の補導及び保護の概況」。

(40) 西鉄バスジャック事件や、光市母子殺害事件を起こした少年がこれに該



る一般的な少年犯罪においては、そうした少年はむしろ例外である。須藤（2019：154）によれば、少年たちが先のことを考えて（計算して）行動をとっているならば非行そのものに至らないので、少年非行に携わる専門家で少年法が非行を駆り立てる要因や背景にあると考える者はおらず、少年院に入所した経験のある複数の元非行少年も「少年法がどういふものなのか知らなかったし、そんなことを考えて悪いことをするなんてあり得ない」と証言している。また、2000年代以降、非行少年の中には発達障害を抱えていると疑われる者が少なくなく（杉山 2003；藤川 2010；田淵・NNNドキュメント取材班 2018：38-39<sup>(41)</sup>）、凶悪犯罪を起こした少年たちの多くは、計算ができず、漢字も読めず、後先のことを考える計画性など持たない（宮口 2019）。家裁調査官の研究グループの研究である勝田ほか（2012）によれば、少年による殺人事件の多数を占めている親族が被害者となった事件から15の事例を抽出したところ<sup>(42)</sup>、そのうち9事例で当該少年が発達障害またはその疑いがあると診断されている。こうした傾向を持つ非行少年たちが、法改正によるインセンティブに敏感に反応したとは考えにくい<sup>(43)</sup>。

---

当する（『産経新聞』2000年6月10日朝刊、6月20日夕刊）。

- (41) 発達障害と少年司法の関係について多角的に論じたものとして、浜井・村井（2010）。
- (42) 2005～09年に家裁に係属した殺人事件（既遂）の中から、少年が単独で親や家族・親族を殺害したものを対象とし、嬰兒殺や明らかに妄想から犯行に至ったと認められるものは除外している。
- (43) 仮に、こうした指摘とは逆に、潜在的な非行少年がこの少年法改正の内容を正確に理解していたとすれば、少年犯罪の大多数を占める万引き、自転車盗、および置き引きという行為に関わる潜在的な非行少年がこの法改正の前後で行動を変えるインセンティブはない。なぜなら、この刑事処分可能年齢の引き下げにより14～15歳でも刑事処分を受ける可能性が生じると想定されていたのは、凶悪で重大な事件を引き起こした少年であったためである。改正法が施行された2001年4月1日から5年間に検察官送致された終局決定時16歳未満の少年は合計で僅か3人であり、うち2人が傷害致死の共犯、1人が強盗強姦の事案である。最高裁判所事務総局家庭局「平成

Oka (2009 : 3107) は、潜在的非行少年が法改正を理解して刑事罰を避けるような予測的な対応をするという説明の妥当性に対するこのような批判があることをあらかじめ想定し、それを補う「保護者の影響」仮説を提示している。それは、この法改正が保護者の責任を強調するものであるため、保護者に対する子の犯罪行為を抑止する誘因が働き、それにより子の違法行為が阻止されるという仮説である。特に年少の少年ほど保護者の影響を受けやすいという。

この仮説のメカニズムがこの研究の推定結果を正しく説明しているとすれば、法改正後に13～15歳による少年犯罪の件数が減少したのは、潜在的非行少年の家庭において以下のような行動がとられた結果であるということになる。すなわち、改正法施行以前であればどんなに非行行為をしても刑事罰を受けることはないとして、子の非行を放置していたような(あるいは、潜在的にそうしかねなかった)親が、改正法では親の責任が強調されるとともに、子に刑事罰の可能性が生まれたことにより、親としての責務に目覚め、子を指導し、さらに実際に非行を抑止することに成功した、ということである。

しかし、アメリカ犯罪学における主要な理論の1つである社会的コントロール理論の文脈では、親への愛着などの社会的絆 (social bonds) が弱いほど非行に走りやすいとの見方があり (ハーシ 1969 = 2010)<sup>(44)</sup>、この観点に立てば、親の指導を素直に受け入れるような子はそもそも非行に走るリスクが小さい。日本における非行少年の家庭環境は一般少年と比較して単親家庭で経済的水準が低いという調査結果や (星野 1999)、家庭環境・虐待経験と非行との間の相関を指摘する量的研究もあるし (岡邊 2013 : 6章)、少年院や少年鑑別所の職員など非行少年の矯正現場にいる人々も、子供の問題行動の背後には親の抱える難しい事情があ

---

12年改正少年法の運用の概況 (平成13年4月1日～平成18年3月31日) (平成18年6月)。

(44) リリーほか (2011 = 2013 : 6章) も参照。

り(魚住 2003: 204-205), 少年院に入所する少年の一定数が健全ではない家庭環境で育っていると指摘している(石井光太 2019: 32-35; 外山 2013: 142)。勝田ほか(2012)も, 親族が殺害された15事例のうち2事例で当該少年は幼少期から深刻な虐待を受け, また, 9事例では虐待とまでは言えないものの親の養育態度の問題が見られたと報告している。少年鑑別所に精神科医として勤務する定本(2020: 162-163)によれば, 非行少年のほとんどが被虐待児と言っても過言ではなく, 非行少年の家庭の多くは保護力, 養育力の十分でない機能不全家庭であると推測してよい。そういう親が法改正に敏感に反応し, さらに潜在的非行少年である子の行動を抑制する能力があるとは想定しにくい。そもそも, 刑事罰の可能性が全くなければ子の非行を放置するのにもかかわらず, 法改正によって刑事罰の可能性が僅かでも発生すれば子が非行をしないよう抑えるという, この仮説が想定する親の意図については, 全くもって不可思議である。多くの親は, 刑事罰を受ける可能性があるから非行は良くないと判断するのではなく, 子が罪を犯して警察に逮捕・補導されること自体を良くないと思うのではないか。

このように, Oka(2009)が想定する因果メカニズムには大きな問題があるが, 統計分析の推定結果については正しいとすると, より妥当性を持つと考えられる別の因果メカニズムについての仮説を提示する必要があるだろう。たとえば, 代替的な仮説として以下のようなものがあるのではないか。すなわち, 改正少年法の施行に伴って,<sup>(45)</sup>現場の警察官や警察組織レベルの行動に何らかの変化が生じた, というものである。これは, 潜在的非行少年本人や, その親よりも, 法制度の変化を熟知して

---

(45) この少年法改正によって刑事処分の可能性は拡大したが, 全体の人数から見れば実際に刑事処分にまで至る犯罪少年の割合は多くない。Oka(2009)のデータとして用いられている1999~2002年については, 少年(裁判時20歳未満)の通常第一審における刑法犯と特別法犯の有罪総数は1999年から順に, 158, 151, 197, 236。『犯罪白書(平成17年版)』, 4-4-2-17表。

いる少年事件担当の警察官の方が行動を変えやすいであろうという予測に基づく仮説である。もちろん他の仮説もあり得るだろうが、この仮説のほうが少なくとも「保護者の影響」仮説よりは説得力があるのではないか。

牛山(2009)を主要な先行研究とし、罰金刑新設による抑止効果についての検討を行った田中(2011)<sup>(46)</sup>は、罰金刑新設が目的としたはずの軽微な事案に対する抑止効果が窃盗罪では見られず、他方、刑罰執行確率が相対的に高い公務執行妨害罪では抑止効果が示されたという量的分析の結果から、単純な刑罰の引上げではなく、期待刑罰(刑罰の重さに刑罰執行確率を乗じたもの)が抑止にとって重要であると主張している。この研究は、後述するBeckerモデルの一部を日本のデータをもって実証的に裏付けた点で価値があり、また、厳罰化立法の効果を焦点とする本稿との関係で言えば、取締りの強化を伴わない単純な厳罰化立法による抑止効果の限界を示している。ただし、公務執行妨害罪での抑止効果については、その犯罪の認知について警察官の関わる程度が他の犯罪に比べて大きいことから、法改正に伴って警察の行動が変化した可能性についても検証しなければ、抑止効果があったと結論付けることは難しいだろう。

次に、渡邊(2014)について検討しておく。この研究は、産業廃棄物の不法投棄をテーマとし、犯罪行為が摘発される確率と刑罰の重さのいずれのほうを抑止力を持つのかを検討し、同程度の抑止力があると結論している。摘発確率と刑罰の重さのいずれのほうをより抑止効果を持つのかという非常に重要な問題について扱っている点では興味深い研究であるが、実際の犯罪に関する状況を測定するデータを用いたわけではなく、産業廃棄物の許可事業者に対する独自のアンケート調査(有効回答率23.7%)における主観的認識のデータを用いているため、あくまで一

---

(46) 牛山(2008)と同じく政策研究大学院大学の修士論文。

部の産廃事業者の「予想」を集約したものに過ぎない点に限界がある。

最後に、村松ほか (2017) および Muramatsu et al. (2018) について検討する。日本において犯罪抑止の研究がこれまであまり行われてこなかった原因の一端には、上述の通りデータの制約がある。この研究では、警察政策研究センターの協力により得ることのできた殺人および強盗殺人・致死の認知件数の月次データを従属変数として、それらに対して死刑判決人数と死刑執行人数の増減が与える影響を検討している。結論としては、死刑判決・執行によるそれらの凶悪犯罪の認知件数への抑止効果は見られなかったが、2005年に行われた2つの厳罰化立法（有期刑の上限延長および時効延長）が強盗殺人・致死の認知件数を減少させる効果が確認されたとしている。

この研究で用いているのは殺人と強盗殺人・致死の認知件数であるため、上述したような強盗や少年犯罪とは異なり、暗数の問題がほとんど生じない犯罪を用いていること、および、統計モデルの工夫により内生性の問題についても考慮している点で、この研究の結果の信頼性は高いと言えよう。この研究の主たる主張は、死刑判決や死刑執行は抑止効果を持たないということであるが、本稿の主題との関係では、厳罰化立法によって強盗殺人・致死の認知件数が減少したという、この研究にとっては副次的な推定結果が重要である。その推定結果に基づく抑止力についてのこの研究の解釈には、以下の理由から一定の留保が必要である。それは、抑止力と無力化の識別を明示的に行わないまま、抑止効果を前提とした説明を提示し、無力化の可能性を排除していないからである。

村松ほか (2017) はこの推定結果を生じさせる因果メカニズムについてはほとんど触れていないが、Muramatsu et al. (2018 : 449) には、有期刑の上限を延長する法改正や時効延長が潜在的犯罪者の計算や逮捕可能性の認識に影響を与えたのかもしれないという旨の、抑止効果を前提にした説明がある。この独立変数はダミー変数であって2つの法改正の効果を識別できないと書かれているので (村松ほか 2017 : 167 ; Mu

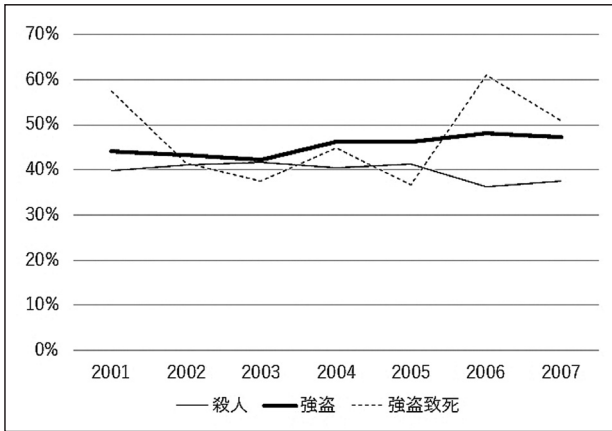


図3 検挙人員中の有前科者率

出典：『犯罪白書』平成14～20年版を元に筆者作成

ramatsu et al. 2018 : 445), データ上は施行された月より前の値が0, 以降の値が1と設定されていると考えられる。それゆえ, 近い時期に0から1へと変化した(あるいは, それに近い変化をした)と測定できる, 別の変数による影響という可能性は十分あり得る。

この推定結果を生じさせた別の因果メカニズムとして本稿が提示するのは, 潜在的犯罪者が刑務所に留まることによる無力化効果である。1990年代後半以降の厳罰化が進んだと言われる時期においては, 図3に示すように強盗や強盗殺人・致死の検挙人員における有前科者率が概ね4割を超えており, 出所者の再犯リスクが一定程度あったと考えられる一方で, 仮釈放までの期間が平均的に延びている(日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011 : 81-82)。有期刑については, 図4に示す通り, 2003年以降刑の執行率が低い仮釈放許可受刑者の割合が低下する一方で, 刑の執行率が高い(つまり, 満期出所に近い)受刑者の割合が増えているし, 無期刑についても, 表1に示す通り, 1990年代後半から仮釈放までの期間が延びる傾向にある(河合 2009b : 110 ; 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011 : 87-89)<sup>(47)</sup>。この点に

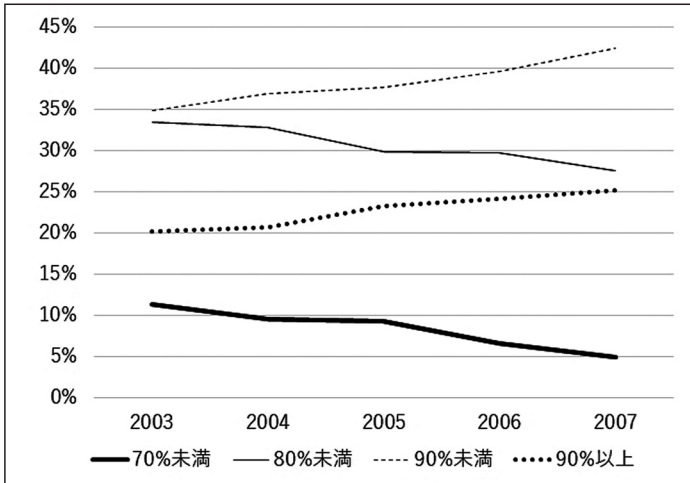


図4 定期刑仮釈放許可受刑者の刑の執行率  
 出典：『犯罪白書（平成20年版）』2-5-1-2図を元に筆者作成

表1 刑事施設在所期間別の無期刑仮釈放許可受刑者数

	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07
12年以内				1														
14年以内		1					1	1				1						
16年以内	5	12	6	4		1												
18年以内	3	8	1	5	8	5							1					
20年以内	4	6	6	4	3	4	5	4	5	3								
20年超	5	6	8	2	4	5	3	8	9	6	6	13	3	13	8	3	4	
総数	17	33	21	16	15	15	9	13	14	9	6	14	4	13	8	3	4	0

出典：『犯罪白書（平成11年版）』-24表、および、  
 『犯罪白書（平成20年版）』2-5-1-3表を元に筆者作成

ついて、村松ほか（2017：167）では、有期刑の上限延長が無期刑の仮釈放許可人員の執行期間に影響を及ぼしたことは触れられているが、

(47) 村井（2006：12）の指摘によれば、無期刑受刑者の一定の者に対する仮釈放審査が厳格になったのは、1998年6月18日付の通達の反映である。



それを無力化効果の文脈においた記述は見られない。

したがって、この研究が説明変数として考慮した2つの厳罰化立法のダミー変数と強盗殺人・致死の認知件数の減少の間の相関関係は見せかけの相関で、実は同時期に進んだ「矯正行政の厳罰化」との相関関係であり、それゆえ抑止効果ではなく無力化効果によるものという説明も十分有力である。厳罰化立法による抑止効果を立証するためには、この可能性を排除しなければならないだろう。

### 3. 1. 3 一般予防論に基づく厳罰化政策の正当性と限界

以上の先行研究における議論を踏まえて、一般予防論の観点に基づいて考えた場合における厳罰化政策の正当性および限界について検討していく。

抑止効果に関する多くの実証研究は、Becker (1968) のモデルを参照し、明示的あるいは暗黙にその潜在的犯罪者を合理的経済人と仮定している。Durlauf and Nagin (2011 : 45) によってBeckerモデルを簡潔に整理したモデル(以下、単にBeckerモデルと呼ぶ)によれば、潜在的犯罪者*i*は以下の条件が成立したときに犯罪行為を実行する。

$$pU_{C,P}(Z_i) + (1 - p)U_{C,NP}(Z_i) > U_{NC}(Z_i)$$

ここで、 $p$ は逮捕される確率、 $U_{C,P}(Z_i)$ は犯罪行為を実行して刑罰を受けるときの*i*の効用関数、 $U_{C,NP}(Z_i)$ は犯罪行為を実行しても刑罰を受けないときの*i*の効用関数、 $U_{NC}(Z_i)$ は犯罪行為を実行しないときの*i*の効用関数である。自然言語で、かつ補足的に表現すれば、左辺は犯罪行為を実行したときの効用で、逮捕される確率にそのときの効用(刑罰に大きく影響される)をかけ合わせたものと、逮捕されない確率にそのときの効用(犯罪によって獲得する価値に大きく影響される)をかけ合わせたものとの和として表現される。右辺は犯罪行為を実行しないと

きの効用で、たとえば合法的な労働によって暮らした場合に得られる価値と理解できる。左辺が右辺よりも大きい、すなわち、犯罪行為を実行した方が、その場合に逮捕される確率も含めて「割が良い」と考えれば、潜在的犯罪者  $i$  は罪を犯す。

### 潜在的犯罪者の合理性

一般予防論に基づいて厳罰化による一般的な抑止効果が存在し得ることを認めるとしても、日本における立法の厳罰化による抑止効果を検討する上では、日本の潜在的犯罪者の現状を前提にした際に Becker モデルがどれほど妥当性を持つかを確認しておかなければならない。まずは、潜在的犯罪者の意思決定について、合理的経済人を仮定したモデルで理解することが妥当かという問題がある。

そもそも Becker は、衝動的な殺人者や強盗、精神異常者や若者には抑止効果があまりないことを認めており (Becker 1968 : 189-190 = ベッカー 2005 : 587)、ここから類推できるように、犯罪行為に精神障害や発達障害が関係している場合には、「常人」の思考である合理性を仮定することは妥当ではない (田淵・NNNドキュメント取材班 2018 ; 石井光太 2019 ; 須藤 2019 : 1 章 ; 宮口 2019<sup>(48)</sup>)。また、日本では凶悪な殺人事件が発生して報道されると厳罰化を求める声が高まる傾向にあるが、大きく報道される特異な事件の犯罪者に対しては、多くの場合、厳罰化は抑止にはならないと考えてよい。世間の関心を惹くような凶悪な殺人事件の犯人には、初めから死刑になることを望んでその行為を実行した者も往々にしていることはよく知られている<sup>(49)</sup>。

(48) 超高齢社会に突入した日本において社会問題となりつつある「介護殺人」についても (毎日新聞大阪社会部取材班 2016 = 2019 ; 読売新聞社会部 2019 : 1 部), 精神的に追い詰められた結果であることが多いと考えられるため、同様であろう。

(49) 2001年の附属池田小事件 (長谷川 2010 = 2015 : 1 章) や2005年の大阪姉妹殺人事件 (池谷 2009 = 2013 : 278), 土浦連続通り魔事件 (読売新聞

精神障害や発達障害が関係していなくても、平均的な潜在的犯罪者を合理的経済人として仮定し、その意思決定を説明することができると考えてよいのかという点については、矯正現場の状況に関する文献や矯正行政に関する統計を概観する限り、大きな疑問が残る。たとえば、受刑者の能力検査値(知能指数に相当するもの)<sup>(50)</sup>は低く、知的障害の診断基準であるIQ70未満と境界域と言われるIQ70~79までの者を合わせると新受刑者の概ね40~50%の間を毎年推移しており(掛川 2020:6,8), 2018年のデータで見れば、一般人の平均値以上にあたる新受刑者は僅か8.1%である<sup>(51)</sup>。逆に、(医学モデルにおける)知的障害に該当する能力検査値69以下は、一般社会の比率が2.25%であるのに対し(内田ほか 2011:13-15), 約20%である。日本では罪を犯した者のうち刑務所に入所する者の割合がかなり小さいという刑事司法政策上の特徴があるので(河合 2009b:39-41; 森 2016:16-22), 刑務所入所者は潜在的犯罪者の中でも偏りを持つ集団である可能性は高い。しかし、上述した「ごく少数の者によって多数の犯罪が引き起こされている」実態を考慮すると、潜在的犯罪者のうち元受刑者はかなりの割合を占めているとも言える。したがって、合理的経済人のモデルが平均的な人間の知的能力を前提にしているとすれば、Beckerモデルで説明できる日本の潜在的犯罪者の範囲は限られる。

---

水戸支局取材班 2014 = 2016) などの犯人は、自らの死刑を望む供述をしていた。

- (50) 財団法人矯正協会のCAPAS (Correctional Association Psychological Assessment Series) を用いて測定されている。平成24年版の矯正統計年報より、「知能指数」から「能力検査値」へと名称が変更された (<http://www.moj.go.jp/content/000121755.pdf>, 2020年12月7日最終アクセス)。
- (51) 法務省矯正統計(2018年)。ただし、潜在的犯罪者ではなく既に犯罪を行った者のデータであり、さらにその中でも刑務所に入った者であるという点では偏りがある。

### 刑罰に関する主観的効用

次に検討するのは、刑罰に関する主観的効用の問題である。Becker モデルにおいては  $U_{C,P}(Z_i)$  が逮捕されて刑罰を受けるときの効用を意味している。受ける刑罰による主観的な利得が、犯罪を実行したが逮捕されないときに得られる利得を打ち消すくらい負の方向に大きく、それゆえに逮捕確率を含めて犯罪を実行したときの期待利得が、犯罪を実行しないときの期待利得を下回れば、犯罪は抑止される。しかし、受ける刑罰、具体的には受刑者として刑務所に服役することが、負の利得ではないと考えている犯罪者および潜在的犯罪者は、一定の割合存在することが指摘されている。それをいくつかの類型に整理して説明しておく。

まず、投獄されることを目的とする累犯者である。Becker モデルに沿って理解するとすれば、彼/彼女らは、通常人であれば負の方向性を持つことを想定される  $U_{C,P}(Z_i)$  における刑罰の主観的利得が、正の方向で十分な大きさになるような効用関数を有する者たちである。この類型には特に高齢者や障害者といった社会的弱者である潜在的犯罪者が多いと考えられる。出所したとしても引き受け手がおらず、職もなく、短期間のうちに窃盗などの軽微な犯罪行為によって刑務所に戻ってしまう人たちである(山本 2003: 198, 2006 = 2009; 伊東 2016: 110-114; 清田 2020: 17-18)<sup>(52)</sup>。

次に、投獄によって受ける負の利得が相対的に小さい者である。Becker モデルに沿って理解すると、 $U_{C,P}(Z_i)$  における刑罰の主観的な負の利得よりも  $U_{C,NP}(Z_i)$  における犯罪行為によって得られる利得が大きく、反面、 $U_{NC}(Z_i)$  における犯罪行為を実行せずに合法的な労働などで得られる利得が小さい場合である。たとえば、長期・累犯受刑者を収容する(LB級)刑務所に服役中の無期懲役囚である美達大和は、刑務所内での以下のようなやりとりを記している(美達 2010: 59)<sup>(53)</sup>。

(52) イギリスでも同様の例がある(アーチャー 2016a: 75-76, 2016b: 79)。

(53) イギリスの元政治家・作家で刑務所服役経験をもつジェフリー・アーチ

以前、私は何人かの同囚に、「逮捕され服役するリスクや服役期間を考えたら、効率がいいとは言えないのでは」と尋ねたことがありました。相手の回答は、どれも似たようなものでした。「逮捕はリスクではありません。それに、服役年数に同年代の平均年収を掛けて自分が稼いだ額が下回るとは滅多にないですから。十分にいい仕事ですし、下回った時は仕方ないですね」

投獄によって受ける負の利得が小さいという点では、暴力団員もそのように位置付けることができるかもしれない。自身もその世界に身を置いた経験を持つ美達(美達 2009 = 2011 : 267-268)が殺人の罪で服役中の暴力団員に尋ねたところ、「また長い懲役に来るかって？ 本心から言えば遠慮したいけど、そういう場面が来たら他人より先に行動したいね。この世界にいるんだから」と答えたが(美達 2009 = 2011 : 267-268)、「大半の者は、長い務めはこれで終わり」と苦笑するようである(美達 2010 : 29)。暴力団員にとって、特に首領クラス的面子関わっているような場合において(藪 2020 : 53, 206)、初犯時の刑罰は抑止にならないが、長期受刑後には一定の抑止力が働く(美達 2010 : 31)と理解できるかもしれない。また、LB級刑務所では懲役刑の年数によって刑務所内での序列が決まるようであり(美達 2010 : 31)、長期間服役することが刑務所内、あるいは服役後にも一種の「勲章」として機能するのかもしれない。

---

チャーも以下のように似たような経験を記している(アーチャー 2016b : 15)、日本だけの固有の事情ではない。

「そういうことからそろそろ足を洗って、何かもつとする価値のあることを見つけたらどうだね？」と私はいとも無邪気に忠告する。「ありえないね」と彼は答える。「年に二十万ポンド以上稼いでるうちは、ジェフ、それはない」

## 客観的刑罰と主観的刑罰の間の正の相関関係

最後に、潜在的犯罪者の合理性を仮定してもなお残る一般的な問題として、客観的な刑罰の性質と主観的な刑罰の性質との間の正の相関関係を仮定しなければならないという点である (Paternoster 2010 : 786)。たとえば、客観的な刑罰における確実性 (たとえば逮捕確率) が以前よりも上昇したのに、主観的な刑罰における確実性が低下していれば、たとえ合理性を仮定しても抑止力は増加しない。厳罰化による抑止効果を考える際に、潜在的犯罪者がその厳罰化をどのように認知するかという点は、検討しなければならない重要な課題であろう。

厳罰化の内容を含む法改正が行われたことを正しく認識する潜在的犯罪者であれば、Becker モデルのパラメータを更新した上で犯罪行為に関する意思決定を行う。しかし、たとえばスーパーマーケットの万引き摘発の現場では、窃盗罪の法改正の事実すら知らないまま捕まる万引犯が大半である (伊東 2016 : 19)。また、悪質な自動車運転による悲惨な事故等をきっかけとして厳罰化の法改正がしばしば行われているが、新法施行後すぐ逮捕事例が報道されるのはよくあることである。<sup>(54)</sup> これは、客観的な刑罰と主観的な刑罰の間に正の相関関係がない潜在的犯罪者が一定割合いることを示していると言えよう。

---

(54) たとえば、「あおり運転」を厳罰化する道交法改正が2020年6月30日に施行されたが、7月16日に全国で初めて適用された被疑者は「法改正で厳罰化されるのは分かっていたが、この日が施行日とは知らなかった」と供述している (『読売新聞』2020年7月17日朝刊)。飲酒運転の厳罰化については、改正の事実を知らない場合もあれば (『読売新聞』2002年7月28日朝刊、6月23日朝刊茨城東版)、改正の事実を知っていたが「こんなに処分が重いとは知らなかった」という供述もいくつかの記事で見られる (『読売新聞』2010年12月10日朝刊長野版、10月17日朝刊高知版、11月21日朝刊青森版)。

### 3. 1. 4 一般予防論に基づく立法の厳罰化による抑止効果

本項では、潜在的犯罪者による犯罪を抑止するという一般予防論の観点に基づき、厳罰化政策の正当化理由の検討を行った。アメリカにおいて大量の蓄積のある犯罪抑止の実証的研究においては、刑罰の厳しさの変化による犯罪抑止効果の存在についての信頼性のある証拠は、刑罰の確率の変化による犯罪抑止効果の存在に比べて、これまでのところ示されていない。これに対して、日本のデータを用いた実証的研究は、数が極めて少ない。厳罰化による抑止効果を示唆する研究も複数見られるが、いずれも抑止効果の解釈に関して重大な問題を抱えている。以上から、日本における立法の厳罰化が抑止効果を持つことを裏付ける明確な証拠は、未だほとんどと言ってよいほど示されていない。

さらに本項では、Becker モデルを参照しながら、抑止効果の前提となる潜在的犯罪者の意思決定を左右する要素について検討した。日本の潜在的犯罪者の現状を前提にした際に、このモデルがどれほど妥当性を持つのかを、そもそも潜在的犯罪者に合理的な意思決定が可能であるかという問題、刑罰の主観的効用に関する仮定の問題、および、客観的な刑罰と主観的な刑罰の間の正の相関関係の問題について検討した。

#### 厳罰化政策が一般予防論的抑止効果を与え得る潜在的犯罪者の範囲

以上の検討から、一般予防論による抑止効果が影響を与える潜在的犯罪者の範囲の限界が明らかになったので、そこから逆算して、一般予防論を前提として厳罰化政策が効果を持ち得る潜在的犯罪者像を明確にしておこう。それは以下にあげる5つの諸条件を同時に満たしている潜在的犯罪者である。

まず、重要な前提として、(1)精神障害等を持たず、衝動に流されずに冷静な判断力を持つ意思決定主体であり、(2)平均的な人と同等に、合理的な損得計算ができる知能レベルにある、という条件があげられる。そして、犯罪以外に生活する術がなければ、そもそも法に従って生きる



という選択肢が実質的にない状態であるので、(3)犯罪行為によらずとも最低限の生活を営める状態にある、という条件が欠かせない<sup>(55)</sup>。さらに、刑罰を受けること自体が正の利得ではないように、(4)暴力団員が共有しているような反社会的な規範に染まっていない。最後に、厳罰化政策のもたらす誘因を理解し、それに適切に反応するためには、(5)客観的な法制度等(逮捕確率や予想される刑罰等)を適切に評価することができる、という条件が必要である<sup>(56)</sup>。

### 立法の厳罰化によってもたらされ得る抑止効果

こうした条件を全て満たす潜在的犯罪者に対して、本稿の主題である立法の厳罰化はどのような効果を持ち得るであろうか。立法の厳罰化には、それまで不処罰であった行為を処罰することを意味する「広義の厳罰化」と、既に存在する刑罰規定の刑を加重することを意味する「狭義の厳罰化」とがある<sup>(57)</sup>。上記の条件を全て満たし、「広義の厳罰化」以前は不処罰であった行為を自身の選択肢として持つ潜在的犯罪者は、その行為を行っても以前は逮捕され得なかったが( $p=0$ )、法改正後には一定の確率で逮捕されることになる( $p>0$ )。それゆえ、その確率に逮捕された場合に与えられる刑罰分の効用をかけ合わせた分だけ左辺の効用が下がる。したがって、「広義の厳罰化」については、抑止効果が全くないとは言えない<sup>(58)</sup>。

(55) 『レ・ミゼラブル』のジャン・バルジャンは、そもそも姉の子が飢えそうでなければ、パンを盗まず、投獄もされなかったであろう。

(56) こうした条件を全て満たす潜在的犯罪者が手を染める犯罪として最も典型的なものは、いわゆるホワイトカラー犯罪(フリードリクス 1996=1999; ロソフほか 2014=2020)であるのかもしれない。

(57) 浅田(2008:332)の定義による。ただし、浅田は厳罰化ではなく「重罰化」という語を用いている。

(58) この点に関して、クリスティー(1981=1987:32-33)は以下のように述べている。「一般予防もしくは、抑止における諸理論は、有か無かといった極端な例になれば、完全に受け入れられる。法律違反者に対して、何

一方、「狭義の厳罰化」が抑止効果を持つと言えるためには、それ以前の刑罰水準では潜在的犯罪者が犯罪行為を思い止まるほど効用を低下させるものでなく、逆に立法によって引き上げられた刑罰水準であれば犯罪行為を思い止まるほど左辺の効用が低下するという条件が必要である。この条件が意味するところを示す具体的な例をあげると、ある犯罪の刑罰の上限が懲役1年から2年に引き上げられたとして、上述した条件を全て満たす潜在的犯罪者が、懲役1年のときには「割に合う」と考えてその犯罪行為に手を染めるが、懲役2年だと「割に合わない」と考えて罪を犯すのを思い止まる、という状況である。しかし、日本社会において、合理的な意思決定ができる能力を持ち、犯罪行為によらずとも最低限の生活をするることができる状態にある人にとって、有罪になったときの最高刑が懲役1年か2年かという差よりも重要なのは、逮捕されるか否かではないか。

犯罪行為によらずとも最低限の生活をするることができる状態にある人にとって、一度逮捕されると、それまでの生活自体が失われることになる可能性は高い。日本社会においては、逮捕されると事実上の「有罪推定」が働き、周囲からの視線が厳しくなることはよく知られている(日本弁護士連合会人権擁護委員会編 2000:199-200;王 2008:158-162)<sup>(59)</sup>。また、社会に対して直接的に危害を及ぼす可能性の低い被疑者であっても、警察・検察による身体拘束の期間が不必要に長くなる傾向があるこ

---

らの処置もとられなければ、その国における犯罪発生率に必ず影響が及ぶだろう。(中略)だが、これは諸理論が用いられた例ではない。具体的な適用の殆どすべてが、苦痛の一般的基準にすこし加えるか、減らすかにかかっている。ここでは、一般予防の分野での理論的、経験的な研究は何の役にもたたない。しかし、たえず極端な例を用いることによって、その分野の研究者たちは、有効な理論と結果がもたらされるという印象を我われに与えている」。

(59) たとえ逮捕されなくても、捜査機関側からの情報に依拠する犯罪報道によって犯人扱いされるという問題も指摘される(浅野 2004)。

とが、しばしば指摘されている。<sup>(60)</sup> 本人が無罪を主張して事実を争う姿勢<sup>(61)</sup> を見せていたとしても、逮捕されれば勤め先を失うなどの不利益を被る場合もある。<sup>(62)</sup> それゆえ、仮に短期的に犯罪行為を実行した方が「割に合う」としても、中長期的に見ればそれは合理的でなくなるかもしれない。日本においては、検察に送致された者に限っても、約6割が起訴猶予とされ、さらに起訴されて有期の懲役・禁錮の罪で有罪とされた者のうち6割超が全部執行猶予の判決を受けている。<sup>(63)</sup> このように、日本の刑事司法政策は「できるだけ犯人を刑務所に入れないでおこうと」する立場で運用されており(河合 2009b: 38-41, 2019: 16-20; 森 2016: 16-22), 実際に刑務所に入る割合はごく僅かである。したがって、合理的な潜在的犯罪者にとって、現状で既に犯罪として定義されている行為に対する懲役の上限の引き上げが直接的な効用の低下につながるとは考えにくい。

以上の検討から、立法の厳罰化はかなり限定的な範囲でしか抑止効果を持たないと想定される。しかし、個々の厳罰化立法における立法担当官解説等には、抑止効果を上げるためと謳ったものも見られる。抑止効

(60) いわゆる「人質司法」として特に勾留経験者や弁護士から批判される問題であるが、裁判所、検察、および警察はそうした問題は存在しないとの立場をとる。法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における各機関を代表する委員からの発言等について、周防(2015: 59-86)。

(61) 佐藤(2018)によれば、以前に比べて、起訴後の保釈が認められるようになり、痴漢事件のような軽微な事件について検察の勾留請求が却下されるようになっていった変化は見られ、勾留請求却下数・却下率は着実に上昇している。他方、起訴前の勾留期間全体としては大きな変化は見られないものの、やや長期化する傾向が見られる。

(62) たとえば、痴漢行為の疑いで逮捕され、後に高裁判決で無罪が確定した矢田部孝司によれば(矢田部・矢田部 2006: 98-99), 無罪を主張して裁判を闘おうとしたところ、会社から自己都合退職の選択肢を提示され、受け入れざるを得なかった。休職して裁判を闘う選択肢もあったが、有罪になれば懲戒解雇になるというリスクがあったためである(実際に地裁では執行猶予なしの有罪判決を受けた)。

(63) 『犯罪白書(令和元年版)』, 3-1-1-1 図。

果についての大量の実証研究が蓄積されているアメリカにおいても、厳罰化による抑止効果については確固たる証拠が見つかっておらず、日本ではそもそもほとんど検証すらされていないので、罰則を強化すれば抑止効果が上がるということは、ほぼ何の根拠もなく主張されていることになる。

なお、この点に関して、厳罰化の前後で対象犯罪の認知件数等が減少したことをもって、立法の厳罰化による抑止効果の存在を認める見解がしばしば見られる。<sup>(64)</sup>しかし、Becker モデルに基づいて考えれば、それが厳罰化によって  $U_{C,P}(Z_i)$  がさらに負の方向に変化した結果か、それとも厳罰化と同時に警察が取締りを強化し、それゆえに取締り確率  $p$  が上昇した結果であるのかは、そのデータだけでは判別できない。<sup>(65)</sup>これまで述べたように、警察の活動は政策的な方針に左右され得るので、厳罰化政策の効果を正当化するように警察が取締りを強化し、潜在的犯罪者がそれに反応した可能性は十分にある。上述したアメリカの実証研究の蓄積に基づいて考えれば、罰則を強化するよりも取締り確率  $p$  を引き上げることによる抑止効果のほうがより確実である。

なぜこのように、厳罰化による抑止効果には実証的・理論的に客観的な根拠がほとんどないにもかかわらず、立法の厳罰化は、特に2000年代の初めに量的に多く行われたのか。犯罪の抑止効果があるという政策的な理由付けの妥当性が乏しいとすると、立法の厳罰化が行われた際の政府の意思決定過程について、政治学的な観点からの説明を試みる必要があるだろう。この問題については別稿を期したい。

(64) たとえば、飲酒運転厳罰化前後の飲酒運転による事故の件数に基づいて厳罰化の効果を指摘する川本 (2020 : 105, 229)。

(65) 飲酒運転事故件数が厳罰化以前から減少傾向にあることや、酒類販売(消費)量の減少および事故が多い若年者の運転免許保有数の減少等による影響を考慮していないという問題も指摘できる (原田 2015 : 227-232)。

### 3. 2 犯罪者本人の再犯予防

以下では、その罪を犯した犯罪者自身による再犯を予防するという特別予防論の観点に基づいて、厳罰化政策の正当化を試みる。特別予防には、(1)犯罪者自身への威嚇による抑止、(2)犯罪者自身を社会から隔離することによる抑止(すなわち、無力化)、および、(3)刑罰の執行の際の処遇に基づく犯罪者の改善更生の結果としての再犯防止が含まれ、特別予防論という場合には(3)の意味で用いられることが多いが(川出・金 2012: 66)、以下ではこれら3点全てについて検討しておく。

#### 3. 2. 1 犯罪者自身への威嚇による抑止

第1に、犯罪者自身への威嚇による抑止である。厳罰化政策という文脈を前提とすると、潜在的犯罪者による犯罪を抑止するという意味の一般予防論との違いは、対象の潜在的犯罪者が厳罰化以前の刑罰を実際に受けたことがあるという点にある。すなわち、実際に過去に受けた刑罰の経験に基づいて、それを厳罰化したものは二度と受けたくないと当該潜在的犯罪者が判断すれば、厳罰化政策は抑止になり得る。これをBeckerモデルに基づいて考えれば、従前の刑罰のままだと次に犯罪を行ってもなお「割に合う」が、罰則の強化により次に犯罪を行うことが「割に合わなくなる」と潜在的犯罪者が判断する場合に、厳罰化が正当化されることになる。

そもそもこの点について実証しようとする、元受刑者のみを対象とするデータでもって抑止効果があったかを検証することが最低限必要であるため、法務省など関係政府機関がその気にならない限り難しいだろう。これまでにそのような実証的分析が政府内で実施されたということはないか、少なくとも公表されていないようなので、現在のところこの観点から厳罰化政策を正当化することは、事実上不可能である。<sup>(66)</sup>

---

(66) なお、イタリアでは、集合的恩赦法によって一時期に一斉に釈放された個々の受刑者についての、釈放から7ヶ月間の再犯に関するデータを用い

### 3. 2. 2 犯罪者の隔離による無力化

第2に、犯罪者自身を社会から隔離することによる抑止、すなわち、既に前項でも述べた無力化である。厳罰化が刑務所への収容期間をより長期にするものである場合、犯罪行為を実行する確率のより高い潜在的犯罪者を社会から隔離することによる抑止効果が期待できる。この点において、死刑、および仮釈放のない無期懲役（いわゆる終身刑）は、究極の隔離の形と言える。表1で示したように、無期懲役囚の仮釈放をかなり抑制的に運用している日本の矯正政策の現状においては、無期懲役刑は実質的にはかなり終身刑に近付いている<sup>(67)</sup>。

しかし、多くの受刑者は、死刑や無期懲役ではなく有期刑で服役しており、その一定期間の刑期が終われば必ず釈放されるので、無力化による犯罪の抑止には自ずと限界がある。一般的に、刑務所に収容される期間が長くなれば、刑務所の生活に適応してしまい、出所後の社会復帰はより困難になり、それゆえ再犯の可能性も高まる。刑が長期化するほど、出所後の引き受け先となる家族は離れていくし、受刑者自身が高齢化してしまい、就ける職がなくなってしまうためである（村井 2006 : 21 ; 清田 2020 : 78）。このように、刑期を長くすればたしかに無力化の効果は高まるだろうが、他方、それは根本的な問題を解決せず単に問題を少し先送りするだけで、再犯によって犯罪が増える可能性は高まるので、厳罰化で無力化効果が高まることによって犯罪が抑止される、といった単純な想定では厳罰化は正当化できない。

---

て、抑止効果を検証した研究がある（Drago et al. 2009）。

(67) 日本では死刑と無期懲役の間に大きな差があるとして、無期懲役を「厳罰化」した刑として終身刑の導入を求める声がしばしば高まる。終身刑を導入すると無力化効果を高めることができるかもしれないが、反面、仮釈放の許可という、受刑者の行動を規律するためのインセンティブを失うことになるので、刑務所内での秩序の維持が難しくなることが強く想定される（河合 2009b : 5章 ; アーチャー 2016a : 247 ; KEI 2019 : 203）。

### 3. 2. 3 改善更生による再犯防止

第3に、特別予防論という場合の主たる意味として位置付けられる、刑罰の執行の際の処遇に基づく犯罪者の改善更生の結果としての再犯防止である。犯罪者処遇の問題を長く研究してきた石井正興(2019:75)は、日本においては改善・社会復帰が行刑の目的として推進されるべきであると指摘する。日米の検察の比較研究を行ったDavid T. Johnsonの調査によれば、日本の検察の9割以上は自分たちの仕事の目標を「犯罪者を反省させること」および「犯罪者の更生および社会復帰」に置いているが、それは同じ項目を目標としてあげる者がそれぞれ8.8%および28.1%であるアメリカ・シアトルの検察官に比べると際立っている(Johnson 2002:98 = ジョンソン 2004:124-126; 読売新聞社会部 2006:78-79)。裁判所も、被告人の反省の情を、特別予防の観点から再犯のおそれが低いと見て、量刑上被告人に有利な事情として考慮して判決を出すことが正しいと考えているようである(川合 2008:54)。しかしながら、検察や裁判所は、有罪判決を受けた被告人がその後刑務所や保護観察等を経てどのようにして改善更生するのかという判決以降の刑事司法には、ほとんど関心を持ってこなかった(犯罪被害者支援弁護士フォーラム 2020:92-102)。

それが転換したことを示すのが、2001~02年に発生した一連の名古屋刑務所事件<sup>(68)</sup>をきっかけとし、1908年制定の旧・監獄法の全面改正として2005年に成立した、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」であると言われる(読売新聞社会部 2006:149-152)。その後、PFI刑

---

(68) 名古屋刑務所の刑務官が特別公務員暴行陵虐罪で起訴された一連の事件。2001年12月に発生した、刑務官数人が消防用ホースで受刑者の肛門に放水したことで、受刑者が直腸などに裂傷を負って死亡した事件、2002年5月に発生した、革手錠で腹部を締め上げられた受刑者が腹部圧迫で死亡した事件、および、同年9月に外部の病院に移送されたことで発覚した、同様の革手錠の使用による受刑者の負傷事件からなる。浜井(2006:11章); 外山(2010:258); 沢登(2015:1章)。



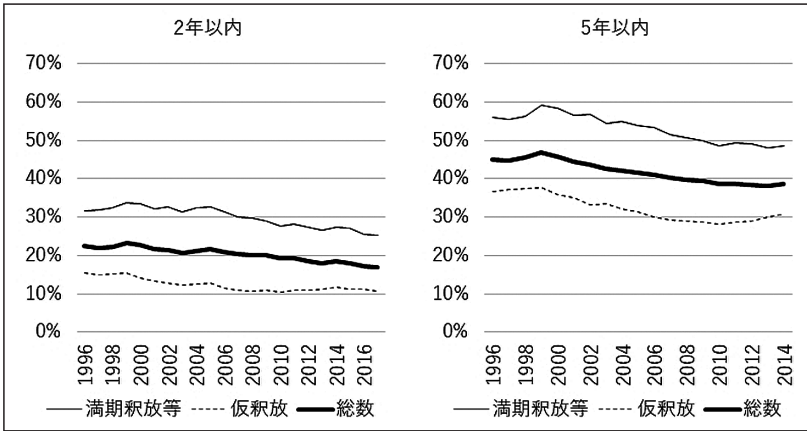


図5 出所受刑者の2年以内および5年以内再入率の推移  
出所：『犯罪白書 (令和元年版)』5-2-3-9図より筆者作成

務所の開設など、それ以前には十分に考慮されていたとは言えなかった、受刑者の社会復帰や再犯防止に主眼を置いた行刑改革が行われてきた<sup>(69)</sup> (西田 2012 ; 手塚 2020)。

しかし、たとえ制度を変えたとしても、それ以前に刑務所の運営においては恒常的にマンパワーが不足しているという問題が、内部からも外部からも指摘されている (外山 2010 : 162-164, 280-281 ; 西田 2014 : 181-183 ; 堀江 2014 = 2016 : 334)。改善指導の頻度や指導者の数についても不足している (日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011 : 77-79 ; 原田 2015 : 195-196)。また、そもそも刑務所内における矯正教育の考え方の基本が「反省」に偏っており、それが改善更生への妨げとなっているという指摘もある (岡本 2013a, 2013b, 2014 ; 浜井 2013 : 148-149)。受刑者側も、仮釈放を早く受けたいがために反省して

(69) 出所後の生活基盤を作るための支援として、府中刑務所では2007年から外部講師による釈放前の受刑者を対象とした「生活設計・金融講座」が開かれている (石森 2020)。当初は仮釈放者を対象としていたが、2013年からは選抜された満期釈放者を対象にしている。

いる素振りを見せようとする(美達 2009 = 2011 : 114)。依存症に陥っているがゆえに犯罪行為に手を染めた場合には、行動変容につながらない反省は、責任を追及されている辛い状況からの「現実逃避」でしかないという問題も指摘されている(斉藤 2017 : 183, 2018 : 157-161)。そもそも「被害者なき犯罪」と言われる薬物犯などの場合は(本田 2011 : 21), 特に「反省」する材料がないという問題もある。<sup>(70)</sup>さらには、生物学の視点を取り入れた犯罪学の知見によれば、同じ処遇を与えたとしても、各々の受刑者の持つ遺伝的性向によっては、全く逆の効果を生み出す可能性もある(ロウ 2002 = 2009 : 6章)。

これまでのところ、出所受刑者の刑務所への再入率等はわずかながら低下傾向が見られ(図5), 改革の成果が現れているようにも思われる(もっとも、改革以前より低下傾向がある)。ただし、依然として満期釈放された者のほうが仮釈放された者よりも再犯率が遙かに高いことから、刑務所内の問題よりもむしろ社会の側の受入状況の悪さを再入率を高める要因として指摘できる。満期釈放された者の場合、4割以上の帰住先が「その他」となっており、<sup>(71)</sup>それは出所後の行き先が刑務所側には不明ということの意味するが、その中には帰る場所が「ない」という人が相当に含まれていると考えられる(日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011 : 79 ; 掛川 2020 : 115)。出所後の生活の安定がなけれ

---

(70) 薬物犯の受刑者の態度については以下のような観察がある。「『俺は人様に迷惑かける悪いことをしたんじゃない。自分の金で薬やってどこが悪いんだ』といばっているのもいる」(山崎 2001 : 98)。「薬物受刑者には多いのだが、他人を殺めていないこともあって罪の大きさを自覚していない者も多い」(外山 2010 : 78)。「『まったく反省していないのではないか?』と感じるような人たちがもたたりする。特に刑務所内の一大勢力である覚醒剤で捕まった人々には、これを感じた。著名人ということで隔離気味に扱われていた私が知る範囲でも、覚醒剤の受刑者グループでは犯罪自慢をしている人たちがいたくらいだ」(堀江 2014 = 2016 : 40)。

(71) 2017年のデータでは、仮釈放の場合が2.2%であるのに対し、満期釈放の場合は42.2% (『犯罪白書(平成30年版)』, 2-4-1-10図)。

ば、すなわち、Becker モデルにおける右辺の利得が十分に高いものにならなければ、受刑者が再び犯罪に手を染める可能性は高まる。<sup>(72)</sup>

社会の側の受入状況に関して特に問題となっているのは、高齢者や障害者の元受刑者である。高齢者による犯罪および高齢受刑者の数や割合が増加しているのは、社会全体における高齢化の進行も背景にあるが、それ以上のスピードで進行しているという指摘もある(日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011: 17; 浜井 2012: 122)。また、本来は福祉施設で処遇すべき身体・知的障害を持つ受刑者が多数収容されていることも指摘されている(山本 2006 = 2009, 2008: 3章; 西日本新聞社会部 2014: 序章)。元衆議院議員で受刑者経験を持つ山本譲司による、自身の体験および出所後の刑務所長への聞き取りに基づく推測によれば、初犯受刑者を収容する(A級)刑務所である黒羽刑務所の受刑者1800人のうち障害者は200~300人と見積もられ、累犯受刑者を収容する(B級)刑務所である府中刑務所では、日本人受刑者の約6割が精神・知的または身体、あるいはその両方に何らかの障害を抱えていると推定される(山本 2009: 35-37)。

こうした高齢者や知的障害者は、本来は福祉による支援の対象となり得るが、実際は出所後に十分な支援が受けられない者も多く、その状況から再び罪を犯して刑務所に戻り、出所後再々犯、ということになる。刑務所はこういった累犯受刑者にとっての福祉施設となっていることが

---

(72) 一般に、無職であると再犯につながりやすい(岡田 2006; 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011: 71; 浜井 2011: 376)。クレジットカード詐欺等で前科5犯、合計25年刑務所で過ごした元受刑者による談からは、生活保護が再犯抑止になるという側面が窺える。「最初、生活保護はうちに犯罪をさせないための国の義務くらいに思っていました。生活するためにお金が必要だから犯罪しちゃうので、犯罪させないなら国がお金を払うのは当たり前みたいな感覚でした」(中村 2020: 227)。再犯防止に就労が重要であることは政府も課題として認識しており、2006年以降は法務省と厚生労働省の連携によって就労支援制度の充実が図られてきている(中村 2014)。

指摘されており (浜井 2013 : 序章 ; 水野編 2016 : 64-67 ; 我藤 2018 : 24 ; 清田 2020 : 1 章 ; 斎藤 2020 : 79-80), 刑務所内ではこうした高齢者・障害者の受刑者の介護が, 若く元気な受刑者によって担われている (西日本新聞社会部 2014 : 83-85)<sup>(73)</sup>。介護が必要なほど高齢の受刑者については, もはや刑務所内での改善更生というより出所後の福祉による支援の問題であることは明らかであろう。また, 障害を持つ受刑者については, 通常の改善更生プログラムでは十分でなく, 自活できる能力を身に付けさせるための教育・訓練が必要となるが (日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 2011 : 26-27), 現状は十分でない (水藤 2016 : 4)。

このように, 犯罪者の改善更生によって再犯の問題を改善するためには, 単純に刑期を延ばせばよいというものでは決してなく, 刑務所が抱えている問題を解決することはもちろんのこと, 出所者に対する社会の側の受入れについての問題にも同時に取り組む必要がある。しかしながら, 単に懲役や罰金の上限を引き上げる立法の厳罰化は, これらのいずれとも直接関係しないので, この観点から正当化することは不可能である。<sup>(74)</sup>

### 3. 2. 4 特別予防論に基づく立法の厳罰化による抑止効果

本項では, その罪を犯した犯罪者自身による再犯を予防するという特別予防論の観点に基づき, 特別予防論の内容に含まれる3つの意味から, 厳罰化政策の正当化理由の検討を行った。

(73) 上述の山本譲司や, ライブドア事件で実刑判決を受けた堀江貴文が刑務所内で高齢者や障害者の介護をしていたことは, 山本 (2003 : 3 章) および堀江 (2014 : 88, 2014 = 2016 : 127-128) に詳しい。本間 (2010) も参照。

(74) 河合 (2009a : 200) は, 殺人罪の懲役刑の下限が3年から5年に引き上げられた2004年の刑法改正における厳罰化の是非をめぐる声に対し, 「現実には, 何年刑務所に入れられるかではなく, 出てきてもいくところがない。それも, 地元から家族ごと永久追放である」, 「このような状況を考慮しない議論をしても無駄である。殺人犯が出所後どこでどう暮らしているかは, 少々長く刑務所にいるかどうかより重要である」と述べる。

第1の、犯罪者自身への威嚇による抑止については、そもそもそれを根拠として厳罰化政策を正当化するためのデータが存在していない(少なくとも、公表されていない)。第2の、犯罪者自身を社会から隔離することによる無力化については、たとえ厳罰化によって一時的に隔離期間が延びてその効果が上昇したとしても、結局は受刑者の社会復帰を困難にして再犯の可能性を高めるだけなので、問題の先送りに過ぎず、これによって厳罰化政策を単純に正当化することはできない。第3の、改善更生による再犯防止を実現するためには、刑務所における矯正教育の内容の見直しや、出所後の社会での受入にかかる問題の解決に向けた取り組みが求められるが、それらは立法の厳罰化とはほとんど無関係である。

以上から、特別予防論の観点に基づいて考えた場合、近年の立法の厳罰化を正当化する理由を探すことは、そもそも極めて困難である。

### 3. 3 小括

本節では、厳罰化政策により犯罪がそれ以前よりも抑止されるという、政策論的で実利的な正当化理由について検討した。この正当化理由は刑罰の正当化根拠における目的刑論に相当するため、目的刑論における一般予防論と特別予防論の観点に分けてそれぞれ検討することとした。

まず、潜在的犯罪者による犯罪を抑止するという一般予防論の観点からは、大量の実証研究の蓄積のあるアメリカの研究の文脈において、刑罰の厳しさの変化による犯罪抑止効果を示す信頼性の高い研究はこれまでのところほとんど示されておらず、他方、日本のデータを用いた実証研究はそもそも数が少ない上に、いずれも抑止効果の解釈に関して重大な問題を抱えていることを明らかにした。それゆえ、日本における立法の厳罰化が抑止効果を持つことを裏付ける明確な証拠は、未だほとんどと言ってよいほど示されていない。また、Beckerモデルに基づいて、抑止効果の前提となる潜在的犯罪者の意思決定を左右する要素を検討した結果、立法の厳罰化はかなり限定的な範囲でしか抑止効果を持たないこと

が明らかになった。

次に、その罪を犯した犯罪者自身による再犯を予防するという特別予防論の観点から、立法の厳罰化の正当化理由を検討した。特別予防論に含まれる、犯罪者自身への威嚇による抑止、犯罪者自身を社会から隔離することによる無力化、および、改善更生による再犯防止、いずれの観点からも、立法の厳罰化を正当化する根拠を見つけることはできなかった。

国際的に比較すると相対的に明らかに低い日本の犯罪率を説明する文脈で、ジョンソン（2011）があげた日本の犯罪抑止に関して知るべき「トップ10」の中にも、厳罰化は含まれていない。むしろ、「死刑の多用といった派手な手段を講じる必要はない」などと強制的手段による抑止効果には否定的な立場をとり、警察だけでなく市民をも含めた広い犯罪抑止ネットワークによる抑止効果を強調している。本節の知見は、この見解と一定の共通性を持つと言えよう。

#### 4. 犯罪行為に対する不十分な報いへの対応としての厳罰化

本節では、現行の刑罰は犯罪者が受けるべき報いとして十分でないために、適切な報いとなるよう刑罰の水準を引き上げるという正当化理由について検討する。この正当化理由は、刑罰は犯罪を行ったことに対する報いとして科され、それ自体が正義に適うがゆえに正当化されるという、刑罰の正当化根拠における応報刑論の考え方に相当する(川出・金 2012: 66)。最高裁の考え方の基礎も応報刑論にあり(井田ほか 2012: 4, 143; 浜井 2013: 145; 犯罪被害者支援弁護士フォーラム 2020: 148-149), 日本の刑罰の本質に関する支配的な学説でも、応報刑を基本としつつ、応報刑の合理的な枠内で目的刑の要請を考慮するとされている(椎橋 2014: 53; 石井正興 2019: 61)。ただし、裁判所が応報刑論に基づいて判断するというのは、既に法で定められた罰則の範囲内でその具体的な犯罪行為に見合った「報い」が何かを考えることを意味しており、その罰則の水準自体を変更する立法の厳罰化において一般的に適切な「報い」を考えるのとは、異なる話である。

以下では、現行の刑罰が不十分とする根拠に関する論点、および、犯罪者が受けるべき「報い」として、立法の厳罰化の対象となる刑罰以外に存在する社会的制裁に関する論点について、順に検討していく。

##### 4. 1 現行の刑罰では不十分とする根拠

応報刑論に基づいて、立法の厳罰化を正当化するためには、法定されている現行の刑罰では適切な報いとしては不十分であるとする根拠が必要である。適切な報いとしてはどれほどの刑罰を法定するのが望ましいかということは、前節で扱った目的刑論に基づく犯罪の抑止効果とは異なり、客観的に把握し得る基準を設定することが難しい。しかしながら、想定し得る基準としては、以下の3点があげられるだろう。

第1に、他の同様の犯罪に対する刑罰との均衡である。これは、個々の厳罰化立法の立法担当官解説等でも触れられることの多い理由である。



たしかにその立法だけに限って見れば、同程度の内容の犯罪に対して刑罰が同程度に科されているか、ある程度までは客観的に評価し得る。しかし、その際に参照されている犯罪に対する罰則がそもそも応報刑論に照らして適切な報いと言えるか、ということを検討し始めると、無限後退に陥ることになる。したがって、これは厳罰化政策の根本的な正当化理由とはなり得ない。

第2に、世論および社会の感情への配慮である。これは既に検討した「民意の反映としての厳罰化」と同じ正当化理由であるので、ここでは繰り返さないが、既に議論したように、治安の悪化のような刑事司法政策で解決すべき課題についての客観的な事実が認識されていないという問題がある。また、公衆は、現状の刑事政策について正確な認識を持つ機会に乏しいという問題があることも指摘されている（ジョンソン 2019：104-106）。

第3に、被害者の感情への配慮である。この点は、社会において注目される厳罰化立法事例における正当化理由としてしばしばあげられる。1990年代半ばには検察も被害者や社会の感情を重視する姿勢を見せており（読売新聞社会部 2006：30-31）、2000年設立（2018年解散）の「全国犯罪被害者の会」をはじめとする犯罪被害者団体の積極的な活動展開もあり（東 2006）、立法の厳罰化が量的に進んだ後の2007年には、刑事司法手続きにおける被害者の参加を可能にする法改正も成立した（酒巻編 2008）。

しかし、立法の厳罰化の文脈に則して言えば、被害者感情は突き詰めると世論および社会の感情とほとんど変わらなくなってしまう。仮釈放実務では、一定の重大事件の受刑者の場合には被害者等調査（かつての被害者感情調査）が長らく行われてきており、さらに上述した被害者団体の活動の結果成立した2007年の犯罪者予防更生法の改正により仮釈放に係る被害者意見聴取制度が導入されたように、被害者感情を刑罰に反映させる制度が存在している（太田 2017：110）。太田（2017：108-

115) によれば、被害者意見聴取制度で聴取するのは「生の被害者感情」であるが、法令上、仮釈放審理において評価されるのは、「抽象化された被害者感情」であり、この矛盾をどのように扱うのかということについての問題がある。そして、被害者感情は、一般化・抽象化された時点で、被害者からは切り離され、一般市民の平均的な感情となるから、「社会の正義感情」と変わらないものになる。個別の犯罪事例においてさえ、刑罰に反映されるべきとされる被害者感情は一般市民の平均的な感情と異ならなくなるのであるから、個別の事例とは切り離されて、今後生じ得る一般的な犯罪に対して一律に罰則を強化する立法の厳罰化において考慮されるべき被害者感情とは、結局のところ上で検討した世論および社会の感情とほとんど同じものということになる。

#### 4. 2 刑罰以外の社会的制裁

応報刑論のように、刑罰を罪に対する報いとして捉える立場に立った場合、現実的に犯罪者に降りかかる報いには、刑罰という国家による制裁以外に、社会による制裁も想定することができる。日米中の比較から日本を「文化社会」と位置付ける王雲海によれば(王 2006, 2008)、「文化社会」日本では、犯罪と刑罰は法律上や司法機関との関係における問題とされる以前に、まずその人と周りの社会・国民とのトラブルとして理解され、社会的制裁が日本の犯罪と刑罰をめぐる問題において大きな機能を果たしている(王 2017)。実際、刑事事件の判決では、被告人が社会的制裁を受けていることが情状で考慮されて刑が減輕される事例がしばしば見られる。したがって、現行の刑罰がその罪に対する報いとして十分であるかという基準に基づいて厳罰化政策の正当性を評価するためには、そうした社会的制裁の程度についても考慮の範囲に含めておくという考え方が成り立ち得る。<sup>(75)</sup>

---

(75) もちろん、社会的制裁は国家権力が科す刑罰とは全く異なるものと捉え、

現代日本社会において、犯罪行為を行ったと見られる者への社会的制裁の基礎として機能するのは、マスメディアによる報道であろう。<sup>(76)</sup>特に、社会的に注目される事件の場合には、有罪判決を受けておらず、場合によっては容疑者として逮捕すらされてもいないのに、報道によって犯人であるかのように仕立て上げられることもある。<sup>(77)</sup>仮に冤罪でないのだとすると、加害者本人が非難を受けるのは当然としても、加害者の家族に対してまで社会的制裁がなされる場合もしばしばある(鈴木 2003; 田中 2018: 186-196; 佐藤 2020)。少年事件の加害者の保護者は、立場上、事件に対する責任の一端を負うこともあり、特に厳しい非難に遭う傾向があるが(阿部編著 2020; 阿部 2020: 4-6)、加害者が成人の場合であっても、特にTVメディアが注目する事件においては、親に非難の矛先が向かうこともある。法的な責任はなくとも世間の基準における道義的な責任については否定しきれない場合もある成人加害者の親だけでなく、あらゆる観点から見て何ら責任のない加害者の子に対しても、社会的な非難や事実上の制裁があるという問題も指摘される(松本 2015 = 2018; 張江 2018; 林真須美死刑囚長男 2019; 阿部編著 2019: 1章; 阿部 2020: 9-10)。

有罪判決を受けて刑務所に服役し、刑期を終えて出所した後にも、出所者というスティグマによる社会的制裁は継続する(山本 2008: 1章)<sup>(78)</sup>。

---

これを考慮しないという立場もあり得るだろう。その立場に立てば、本項における検討は不要である。

(76) 犯罪報道に関する問題を提起するものとして、浅野(2004)。

(77) 著名な事例として、松本サリン事件(河野 1995 = 2001; 河野・浅野 1996)。他に、「『死に方教えてらうか』と教え子を恫喝した史上最悪の『殺人教師』」として報じられた公立小学校教諭をめぐる報道の問題を明らかにしたルポとして、福田(2007 = 2010)。

(78) 凶悪犯罪でなく、衆議院議員として秘書給与についての詐欺罪で服役した山本の場合でさえ、出所後に不動産屋で「実は、最近刑務所から出たばかりだから、源泉徴収票なんか出ないんですよ」と言っただけで、「その女性の方は、急に顔色を変えて、『キャー、社長、助けて』なんて叫び

また、既に述べたように、刑務所内に長く留まるほど社会復帰は困難になる側面がある。刑務所からの出所後にもこうした社会的制裁によって社会的排除状態に陥ることまで含めて犯罪に対する報いであるのだとすれば、応報刑論に基づく立場から立法の厳罰化を正当化しようとする際には、その厳しくなった刑罰に起因する、犯罪者に対して最終的にもたらされる帰結まで想定する必要があるだろう。

以上、犯罪に対する報いの一部を構成する社会的制裁について検討した。マスメディアの報道に基づく社会的制裁の大きさは、犯罪に対する実質的な報いをより厳しいものにすることがある。ただし、報道されるか否かは事件によって大きく異なるので、厳罰化の内容を含む法改正を行う際に一律的にこれを考慮することは不可能としか言いようがなく、従来のように、個々の刑事裁判における情状酌量の要素として検討するほかない<sup>(79)</sup>。他方、出所後の社会的排除の問題についても、前節で触れたように再犯防止の観点からは取り組む必要があり、犯罪抑止の観点から言えば、たとえば延ばした刑期分効果的な矯正教育を実施するとか、逆に社会復帰しやすいように刑期を減らすことを検討するなど、本来は厳罰化政策とセットで論じられるべき問題ではある。しかし、現状において、立法の厳罰化の正当化理由とは何ら関係がない。

#### 4. 3 小括

本節では、現行の刑罰は犯罪者が受けるべき報いとして十分でないために、適切な報いとなるよう刑罰の水準を引き上げるといふ、応報刑論に相当する正当化理由について検討した。まず、現行の刑罰では不十分とし得る根拠について検討したが、結局のところ既に検討した世論およ

---

声をあげて奥に逃げていっ」た(山本 2009: 33)。

(79) 上述した、事件とは無関係の者に対する社会的非難や、加害者の家族等、責任がない者への非難に関する問題の解決や支援については、別途検討すべき問題である。

び社会の感情しか正当化理由にはなり得ない。次に、日本において犯罪に対する実質的な「報い」として機能している社会的制裁について検討した。個々の刑事裁判ではこれを考慮する余地があるが、立法の時点では、それを考慮して適切な水準の罰則を設定することはそもそも不可能である。

## 5. おわりに

本稿は、立法による厳罰化の効果、正当性およびその限界を明らかにすることを目的とし、具体的な問いとして、厳罰化にはどのような意味があるのか、厳罰化政策は一般的に世論や政策決定者が期待しているような、犯罪を減らして治安を良くする効果を持つのか、という2つの問いを設定した。この問いに対する答えを明らかにするために、本稿は、立法の厳罰化を前提として、論理的にあり得る3つの正当化理由が成立する範囲と限界について、主として文献レビューを行い、必要に応じて政府等による統計を利用した。

第1の正当化理由は、厳罰化政策が民意を反映した政治的帰結であるというものである。厳罰化政策は、治安の悪化という社会的問題に直面した人々の多数派がその解決策として支持することによって正当化され得るが、1990年代後半以降の日本においては、治安の悪化を示す客観的な事実があったとは言いがたい。しかしながら、マスメディアの報道とそれに関係する社会の構造や動きにより、以前よりも治安が悪化しているという主観的認識が人々の間に定着した。したがって、立法の厳罰化が正当化されるとすれば、人々の体感治安の悪化という主観的認識を基礎として、その立法がそれを緩和する効果を持つ場合であり、逆に言えば、人々の体感治安の改善に何ら影響を及ぼさない領域における立法の厳罰化は、この基準では正当化されない。なお、仮に当時報道されていた通りに治安の悪化が存在したとしても、正当化され得るのは人々の不安の原因となっている治安の悪化を解消するものに限定される。

第2の正当化理由は、厳罰化政策により犯罪が抑止されるという政策論的で実利的なものである。この正当化理由は刑罰の正当化根拠における目的刑論に相当するので、一般予防論と特別予防論の観点に分けてそれぞれ検討することとした。まず、潜在的犯罪者による犯罪を抑止するという一般予防論の観点から検討した結果、これまでの実証研究からは、刑罰の厳しさの変化による犯罪抑止効果があることは、信頼性の高い形

でほとんど示されていない。また、Becker モデルに基づいて、抑止効果の前提となる潜在的犯罪者の意思決定を左右する要素を検討した結果、立法の厳罰化はかなり限定的な範囲でしか抑止効果を持たないことが明らかになった。次に、その罪を犯した犯罪者自身による再犯を予防するという特別予防論の観点から検討したが、犯罪者自身への威嚇による抑止、犯罪者自身を社会から隔離することによる無力化、および、改善更生による再犯防止、いずれの観点からも、立法の厳罰化を正当化する根拠を見つけることはできなかった。

第3の正当化理由は、現行の刑罰は犯罪者が受けるべき報いとして十分でないために、適切な報いとなるよう刑罰の水準を引き上げるというものである。まず、現行の刑罰では不十分とし得る根拠について検討したが、結局のところ世論および社会の感情しか正当化理由にはなり得ず、これは第1の正当化理由で既に検討した内容であった。次に、日本において犯罪に対する実質的な「報い」として機能している社会的制裁について検討したが、個々の刑事裁判では考慮する余地があるものの、立法の時点ではそれを考慮して適切な水準の罰則を設定することは不可能である。

以上から、立法の厳罰化は、それが全て厳罰化を求める民意を直接的に反映したものと単純に結論付けることはできない。また、犯罪の抑止策として有効であるといった、政策論として客観的な説得力を持つわけでもない。犯罪行為に対する報いとして現状の刑罰が不十分であるといった正当化理由にも、それが民意であるという以上の積極的な根拠はない。

本稿における検討から、1990年代以降の日本の厳罰化政策についてのこれまでの理解を再検討する必要性が浮かび上がることになる。日本の厳罰化政策は、世界的に生じている厳罰化現象の一部として位置付けられ、それはしばしば「ポピュリズム厳罰化」論の観点から理解されている。しかし、本稿で検討したように、人々の体感不安への対応という観点から正当化できる立法の厳罰化の範囲には限界がある。また、この点



については、既に筆者が指摘したように、刑事法学者によって列挙された1995年以降の厳罰化立法の中にも、世論の関心度が低かったと測定されるものがいくつも含まれている(京 2016: 22-23)。ゆえに、「ポピュリズム厳罰化」論によって日本における立法の厳罰化を理解するには、一定の限界がある。

一方、厳罰化政策を政策論的な観点から正当化する言説も見られるが、少なくとも日本では厳罰化で対応すべき治安の悪化という状況は客観的には見られず、そもそも厳罰化で犯罪が抑止できるという実証的根拠は極めて不十分である。ゆえに、厳罰化政策を推進する立場の者がしばしば主張する、犯罪をめぐる状況へのごく当然の対応策として立法の厳罰化を捉えることも、適切ではない。

このように、1990年代以降進んだとされる日本の厳罰化政策について、民意の支持や客観的な正当性から説明するには限界がある。少なくとも、日本における立法の厳罰化という現象を理解するためには、「ポピュリズム厳罰化」論に基づく先行研究が指摘するような、1990年代以降の刑事司法政策をめぐるマクロな社会状況を考慮しながらも、その立法過程におけるミクロな政治的メカニズムを解明することが不可欠である。客観的に正当化することが難しい政策は、しばしば政治過程における様々な要因が作用することによって生まれるからである。なぜ2000年代に立法の厳罰化が増加し、そして減少していったのか<sup>(80)</sup>。全体の傾向および個々の立法について検討し、その基礎部分にある政治的メカニズムを明らかにしていくことが今後の課題となる。この課題については別稿を期したい。

---

(80) 立法の厳罰化を捉えるデータについては、Kyo (forthcoming) を参照。

参考文献

- アーチャー, ジェフリー [田口俊樹訳] (2016a) 『獄中記 地獄篇 [新装版]』ゴマブックス。
- [田口俊樹訳] (2016b) 『獄中記 煉獄篇 [新装版]』ゴマブックス。
- 秋葉弘哉 (1993) 『犯罪の経済学』多賀出版。
- 浅田和茂 (2008) 「刑事立法の重罰化」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』法律文化社, 331-353頁。
- 浅野健一 (2004) 『犯罪報道の犯罪 [新版]』新風舎文庫。
- 阿部恭子編著 (2019) 『加害者家族の子どもたちの現状と支援: 犯罪に巻き込まれた子どもたちへのアプローチ』現代人文社。
- 編著 (2020) 『少年事件加害者家族支援の理論と実践: 家族の回復と少年の更生に向けて』現代人文社。
- (2020) 『加害者家族を支援する: 支援の網の目からこぼれる人々』岩波ブックレット。
- 鮎川潤 (2002) 『少年非行の社会学 [新版]』世界思想社。
- 井垣康弘 (2006) 『少年裁判官ノオト』日本評論社。
- 池谷孝司編著 (2009 = 2013) 『死刑でいいです: 孤立が生んだ二つの殺人』新潮文庫。
- 石井光太 (2017) 『43回の殺意: 川崎中1男子生徒殺害事件の深層』双葉社。
- (2019) 『虐待された少年はなぜ、事件を起こしたのか』平凡社新書。
- 石井正興 (2019) 『犯罪者処遇論の展開』成文堂。
- 石森久雄 (2020) 『刑務所で世の中のしくみを教える: 府中刑務所「生活設計・金融講座」』芙蓉書房出版。
- 井田良, 大島隆明, 園原敏彦, 辛島明 (2012) 『裁判員裁判における量刑評議の在り方について (司法研究報告書第63輯第3号)』司法研修所。
- 伊東ゆう (2011) 『万引きGメンは見た!』河出書房新社。
- (2016) 『万引き老人: 「貧困」と「孤独」が支配する絶望老後』双葉社。
- 魚住絹代 (2003) 『女子少年院』角川書店 (角川oneテーマ21)。
- 牛山敦 (2008) 「著作権法犯の法定刑引上げの犯罪抑止効果に関する実証分析: 強盗犯と比較して」政策研究大学院大学まちづくりプログラム知財コース修士論文。
- (2009) 「著作権法犯の法定刑引上げが犯罪発生にもたらす影響に関する実証分析: 強盗犯と比較して」『法と経済学研究』4 (1), 33-54頁。
- 内田博文 (2005) 「道路交通政策の展開と危険運転致死傷罪」交通法科学研究会編『危険運転致死傷罪の総合的研究: 重罰化立法の検証』日本評論社, 3-16頁。

- 内田扶喜子, 谷村慎介, 原田和明, 水藤昌彦 (2011) 『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援: 司法と福祉の共同実践』現代人文社。
- NHKスペシャル取材班 (2020) 『半グレ: 反社会勢力の実像』新潮新書。
- 王雲海 (2006) 『「権力社会」中国と「文化社会」日本』集英社新書。
- (2008) 『日本の刑罰は重いか軽い』集英社新書。
- (2017) 『比較から見る日本の刑事司法改革の特徴とそのあるべき視点』指宿信ほか編 『刑事司法への問い』岩波書店, 159-165頁。
- 大久保智生, 堀江良英, 松浦隆夫, 松永祐二, 永富太一, 時岡晴美, 江村早起 (2013) 『店舗における万引きの実態と万引への対応と防止対策の検討: 香川県内の店長と店員を対象とした聞き取り調査から』『法と心理』13(1), 112-125頁。
- 太田達也 (2017) 『仮釈放の理論: 矯正・保護の連携と再犯防止』慶應義塾大学出版会。
- 岡田和也 (2006) 『更正保護における就労支援』『矯正講座』27, 59-90頁。
- 岡邊健 (2013) 『現代日本の少年非行: その発生態様と関連要因に関する実証的研究』現代人文社。
- (2014) 『犯罪・非行の公式統計: 犯罪統計の読み解き方』岡邊健編 『犯罪・非行の社会学: 常識をとらえなおす視座』有斐閣, 39-50頁。
- 岡邊健・原田豊 (2006) 『1986年生まれコホートの非行経歴』『犯罪社会学研究』31, 118-132頁。
- 岡本茂樹 (2013a) 『無期懲役囚の更生は可能か: 本当に人は変わることはないのだろうか』晃洋書房。
- (2013b) 『反省させると犯罪者になります』新潮新書。
- (2014) 『凶悪犯罪者こそ更生します』新潮新書。
- 小川泰平 (2013) 『警察の裏側』文庫ぎんが堂。
- 荻上チキ, 浜井浩一 (2015) 『新・犯罪論: 「犯罪減少社会」でこれからすべきこと』現代人文社。
- 掛川直之 (2020) 『犯罪からの社会復帰を問いなおす: 地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち』旬報社。
- 勝田和彦, 千村隆, 鬼頭邦江, 山田英治, 権田直子, 三森紀恵 [裁判所職員総合研修所監修] (2012) 『重大少年事件の実証的研究: 親や家族を殺害した事例の分析を通して』司法協会。
- 我藤諭 (2018) 『出所者支援の不安を語る前に』掛川直之編著 (2018) 『不安解消! 出所者支援: わたしたちにできること』旬報社, 13-32頁。
- 亀井源太郎 (2010) 『刑事立法と刑事法学』弘文堂。
- 亀井静香 (2002) 『死刑廃止論』花伝社。

- 川合昌幸 (2008) 『被告人の反省態度等と量刑』『判例タイムズ』1268, 43-62頁。
- 河合幹雄 (2004) 『安全神話崩壊のパラドックス: 治安の法社会学』岩波書店。
- (2009a) 『日本の殺人』ちくま新書。
- (2009b) 『終身刑の死角』新書V (洋泉社)。
- (2019) 『もしも刑務所に入ったら: 「日本一刑務所に入った男」による禁断解説』ワニブックスPLUS新書。
- 川出敏裕, 金光旭 (2012) 『刑事政策』成文堂。
- 川名壮志 (2014 = 2018) 『謝るなら, いつでもおいで: 佐世保小六女児同級生殺害事件』新潮文庫。
- 河村重実著, 竹村道夫監修 (2013) 『彼女たちはなぜ万引きがやめられないのか?: 窃盗癖という病』飛鳥新社。
- 川本哲郎 (2020) 『交通犯罪対策の研究 [新版]』成文堂。
- 萱野稔人 (2017) 『死刑 その哲学的考察』ちくま新書。
- 管賀江留郎 (2007) 『戦前の少年犯罪』築地書館。
- 京俊介 (2015) 『イシュー・セイリアンスの測定: 刑事政策を事例にして』『中京法学』50 (2), 1-61頁。
- (2016) 『イシュー・セイリアンスと刑事政策: 『ポピュリズム厳罰化』と『民意なき厳罰化』の政治過程』『公共政策研究』16, 19-32頁。
- 清田浩司 (2020) 『塀の中の事情: 刑務所で何が起きているか』平凡社新書。
- 久保大 (2006) 『治安はほんとうに悪化しているのか』公人社。
- 久保田祥史著, 片岡健編著 (2020) 『もう一つの重罪: 桶川ストーカー殺人事件「実行犯」告白手記』リミアンドテッド。
- クリスティー, ニルス [立山龍彦訳] (1981 = 1987) 『刑罰の限界』新有堂。
- KEI (2019) 『アメリカ極悪刑務所を生き抜いた日本人 [改訂版]』東京キララ社。
- 警察実務研究会 (2015) 『青年警察官の執行力向上を目指して 交番勤務立花巡查の一日: 第64回 万引きからの事後強盗の擬律』『Keisatsu koron』70 (11), 46-49頁。
- 河野義行 (1995 = 2001) 『「疑惑」は晴れようとも: 松本サリン事件の犯人とされた私』文春文庫。
- 河野義行, 浅野健一 (1996) 『松本サリン事件報道の罪と罰』第三文明社。
- 斉藤章佳 (2017) 『男が痴漢になる理由』イースト・プレス。
- (2018) 『万引き依存症』イースト・プレス。
- 斎藤充功 (2020) 『ルポ老人受刑者』中央公論新社。
- 酒巻匡編 (2008) 『Q & A 平成19年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正』有斐閣。
- 作田誠一郎 (2014) 『犯罪報道の功罪: マス・メディアが伝える少年非行』岡邊

- 健編『犯罪・非行の社会学：常識をとらえなおす視座』有斐閣，69-91頁。
- 佐瀬稔（1990 = 2011）『女子高生コンクリート詰め殺人事件』草思社文庫。
- 定本ゆきこ（2020）『非行少年はどのような人達で、なぜ少年法が必要なのか：児童精神医学の立場から』葛野尋之ほか編著『少年法適用年齢引き下げ・総批判』現代人文社，161-174頁。
- 佐藤直樹（2020）『加害者家族バッシング：世間学から考える』現代書館。
- 佐藤元治（2018）『起訴前勾留の期間短縮について』『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』8，95-107頁。
- 沢登文治（2015）『刑務所改革：社会的コストの観点から』集英社新書。
- 樫橋隆之（2014）『日本の死刑制度について考える』井田良，太田達也編『いま死刑制度を考える』慶應義塾大学出版会，41-59頁。
- 清水潔（2000 = 2004）『桶川ストーカー殺人事件：遺言』新潮文庫。
- 『少年A』の父母（1999 = 2001）『「少年A」この子を生んで……：父と母悔恨の手記』文春文庫。
- ジョンソン，デイビッド・T [桑山亜也訳]（2009）『国際比較から見た日本の刑罰』日本犯罪学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社，60-89頁。
- （2011）『日本の犯罪抑止政策：成果・教訓・課題』『警察政策研究』15，75-82頁。
- [笹倉香奈訳]（2019）『アメリカ人のみた日本の死刑』岩波新書。
- ジョンソン，デイビッド・T，田鎖麻衣子（2012）『孤立する日本の死刑』現代人文社。
- 周防正行（2015）『それでもボクは会議で闘う：ドキュメント刑事司法改革』岩波書店。
- 杉山登志郎（2003）『高機能広汎性発達障害にみられる行為障害と犯罪』『そだちの科学』1，42-46頁。
- 須藤明（2019）『少年犯罪はどのように裁かれるのか。：成人犯罪への道をたどらせないために』合同出版。
- 鈴木伸元（2003）『加害者家族』幻冬舎新書。
- 田中克典（2011）『罰金刑が犯罪抑制に与える効果に関する研究：軽微な事案の窃盗犯を対象にして』政策研究大学院大学まちづくりプログラム修士論文。
- 田中ひかる（2018）『「毒婦」和歌山カレー事件20年目の真実』ビジネス社。
- 田淵俊彦，NNNドキュメント取材班（2018）『発達障害と少年犯罪』新潮新書。
- 団藤重光（2000）『死刑廃止論 [第6版]』有斐閣。
- 手塚文哉（2020）『再犯防止をめざす刑務所の挑戦：美祢・島根あさひ社会復帰促進センター等の取組み』現代人文社。

- 土井隆義 (2003) 『非行少年の消滅：個性神話と少年犯罪』 信山社。
- 外山ひとみ (2010) 『ニッポンの刑務所』 講談社現代新書。
- (2013) 『女子刑務所：知られざる世界』 中央公論新社。
- 中尾英明 (2007) 「窃盗罪と傷害罪で送致を受けた『ひったくり事案』を強盗致傷罪で処理した一事例について」 『研修』 713, 85-90頁。
- 長崎新聞社報道部少年事件取材班 (2017) 『闇を照らす：なぜ子どもが子どもを殺したのか』 長崎新聞社。
- 中島隆信 (2011) 『刑務所の経済学』 PHP 研究所。
- (2012) 「経済学の視点から見た刑事政策」 日本犯罪学会編 『持続可能な刑事政策とは：地域と共生する犯罪者処遇』 現代人文社, 61-89頁。
- 中村淳彦 (2020) 『新型コロナと貧困女子』 宝島社新書。
- 中村秀郷 (2014) 「刑務所出所者等に対する就労支援の現状と課題：更生保護における就労支援に関する一考察」 『社会福祉士』 21, 16-23頁。
- 西田博 (2012) 『新しい刑務所のかたち：未来を切り拓く PFI 刑務所の挑戦』 小学館集英社プロダクション。
- (2014) 『刑務官へのエール：法務省“刑務官”局長のひとりごと』 廣済堂出版。
- 西日本新聞社会部 (2014) 『ルポ・罪と更生』 法律文化社。
- 日本犯罪学会編 (2009) 『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』 現代人文社。
- 日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著 (2011) 『刑務所のいま：受刑者の処遇と更生』 ぎょうせい。
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会編 (2000) 『人権と報道：報道のあるべき姿をもとめて』 明石書店。
- ハーシ, T. [森田洋司, 清水新二監訳] (1969 = 2010) 『非行の原因：家庭・学校・社会のつながりを求めて [新装版]』 文化書房博文社。
- 土師守 (1998 = 2002) 『淳』 新潮文庫。
- 長谷川博一 (2010 = 2015) 『殺人者はいかに誕生したか：「十大凶悪事件」を獄中対話で読み解く』 新潮文庫。
- 浜井浩一 (2004) 「日本の治安悪化神話はいかに作られたか：治安悪化の実態と背景要因 (モラル・パニックを超えて)」 『犯罪社会学研究』 29, 10-26頁。
- (2006) 『刑務所の風景：社会を見つめる刑務所モノグラフ』 日本評論社。
- (2009) 『2 円で刑務所, 5 億で執行猶予』 光文社新書。
- (2011) 『実証的刑事政策論：真に有効な犯罪対策へ』 岩波書店。
- (2012) 「少子・高齢化時代の持続可能な刑事政策：応報司法から問題解決司法へ」 日本犯罪学会編 『持続可能な刑事政策とは：地域と共生す

- る犯罪者処遇。現代人文社、109-156頁。
- (2013) 『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦：隔離から地域での自立支援へ』現代人文社。
- 編著 (2013) 『犯罪統計入門：犯罪を科学する方法 [第2版]』日本評論社。
- 浜井浩一、芹沢一也 (2006) 『犯罪不安社会：誰もが「不審者」?』光文社新書。
- 浜井浩一、トム・エリス [浜井浩一訳] (2009) 『日本における厳罰化とポピュリズム：マスコミと法務・検察の役割、被害者支援運動』日本犯罪社会学会編 『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社、90-127頁。
- 浜井浩一、村井敏邦編著 (2010) 『発達障害と司法：非行少年の処遇を中心に』現代人文社。
- 林真須美死刑囚長男 (2019) 『もう逃げない。：いままで黙っていた「家族」のこと』ビジネス社。
- 原田宏二 (2016) 『警察捜査の正体』講談社現代新書。
- 原田隆之 (2015) 『入門 犯罪心理学』ちくま新書。
- 張江泰之 (2018) 『人殺しの息子と呼ばれて』角川書店。
- 犯罪被害者支援弁護士フォーラム (2020) 『死刑賛成弁護士』文春新書。
- 東大作 (2006) 『犯罪被害者の声が聞こえますか』講談社。
- フィーリー、マルコム [藤井剛訳] (2008) 『日本と西洋における犯罪の展開に関する三つの仮説』『龍谷法学』41 (3), 165-183頁。
- 福田ますみ (2007 = 2010) 『でっちあげ：福岡「殺人教師」事件の真相』新潮文庫。
- 藤川洋子 (2010) 『非行と広汎性発達障害』日本評論社。
- フリードリクス、デイビッド・O [藤本哲也監訳] (1996 = 1999) 『ホワイテカラー犯罪の法律学：現代社会における信用ある人々の犯罪』シュプリンガー・フェアラー東京。
- ベッカーリア、チェーザレ [小谷真男訳] (1766 = 2011) 『犯罪と刑罰』東京大学出版会。
- 星野周弘 (1999) 『非行の家庭的要因』総務庁青少年対策本部「非行原因に関する総合的研究調査 (第3回)」第3部第2章。
- 堀江貴文 (2014) 『刑務所なう。[完全版]』文春文庫。
- (2014 = 2016) 『刑務所わず。：塙の中では言えないホントの話』文春文庫。
- 本田宏治 (2011) 『ドラッグと刑罰なき統制：不可視化する犯罪の社会学』生活書院。
- 本間龍 (2010) 『名もなき受刑者たちへ：「黒羽刑務所 第16工場」体験記』宝島 SUGOI 文庫。



- 毎日新聞大阪社会部取材班 (2016 = 2019) 『介護殺人：追いつめられた家族の告白』新潮文庫。
- 前田朗 (2020) 『500冊の死刑：死刑廃止再入門』インパクト出版会。
- 前田雅英 (2000) 『少年犯罪：統計からみたその実像』東京大学出版会。
- 町沢静夫総監修 (2000) 『わが息子の心の闇』小学館文庫。
- 町澤静夫 (2000) 『佐賀バスジャック事件の警告：孤立する家族，壊れた17歳』マガジンハウス。
- 松田美智子 (2002 = 2009) 『新潟少女監禁事件：密室の3364日』朝日文庫。
- 松原英世 (2014) 『刑事制度の周縁：刑事制度のあり方を探る』成文堂。
- 松村良之，竹内一雄 (1990) 『死刑は犯罪を抑止するのか：アーリックの分析の日本への適用の試み』『ジュリスト』959, 103-107頁。
- 松本麗華 (2015 = 2018) 『止まった時計：麻原彰晃の三女・アーチャーの手記』講談社 + 文庫。
- 丸山嘉代 (2016) 『悩める現場の誌上事件相談室 検事！ この事件，どうすればいいですか？：第1回 事後強盗致傷？ それとも窃盗と傷害？』『Keisatsu koron』71 (9), 46-53頁。
- 水藤昌彦 (2016) 『更生支援の必要性和その目的』一般社団法人東京TSネット編著『更生支援計画をつくる：罪に問われた障害のある人への支援』現代人文社，2-13頁。
- 水野有香編 (2016) 『地域で支える出所者の住まいと仕事』法律文化社。
- 美達大和 (2009 = 2011) 『人を殺すとはどういうことか：長期LB級刑務所・殺人犯の告白』新潮文庫。
- (2010) 『死刑絶対肯定論：無期懲役囚の主張』新潮新書。
- 三原憲三 (2008) 『死刑存廃論の系譜 [第6版]』成文堂。
- 宮口幸治 (2019) 『ケーキの切れない非行少年たち』新潮新書。
- 宮澤節生 (2007) 『エピローグ：ポピュリズム刑事政策の到来と批判的立場への課題』菊田幸一ほか編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』日本評論社，579-594頁。
- (2017) 『日本のポピュリズム刑事政策：その特色・現状・展望』浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店，89-111頁。
- 村井敏邦 (2006) 『無期刑と仮釈放の沿革と現状』『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』3，5-23頁。
- 村松幹二，デイビッド・T・ジョンソン，矢野浩一 (2017) 『日本における死刑と厳罰化の犯罪抑止効果の実証分析』浜井浩一編『犯罪をどう防ぐか』岩波書店，157-182頁。
- 元少年A (2015) 『絶歌：神戸連続児童殺傷事件』太田出版。

- 森達也, 藤井誠二 (2009 = 2015) 『死刑のある国ニッポン』 河出文庫。
- 森大輔 (2020) 「日本の死刑の抑止効果: 3つの先行研究の計量分析の再検討」  
『熊本法学』 148, 344-416頁。
- 森炎 (2015) 『死刑肯定論』 ちくま新書。
- (2016) 『刑罰はどのように決まるか: 市民感覚との乖離, 不公平の原因』 筑摩書房。
- 矢田部孝司, 矢田部あつ子 (2006) 『お父さんはやってない』 太田出版。
- 藪正孝 (2020) 『県警VS暴力団: 刑事が見たヤクザの真実』 文春新書。
- 山崎正友 (2001) 『平成獄中見聞録 [増補新版]』 第三書館。
- 山下京子 (1998 = 2002) 『彩花へ: 「生きる力」をありがとう』 河出文庫。
- 山本讓司 (2003) 『獄窓記』 ポプラ社。
- (2006 = 2009) 『累犯障害者』 新潮文庫。
- (2008) 『続獄窓記』 ポプラ社。
- (2009) 「刑事司法と社会福祉: 出所者支援活動の実践から」 日本犯罪  
社会学会編 『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』 現代人  
文社, 31-49頁。
- 読売新聞社会部 (2006) 『ドキュメント検察官』 中公新書。
- (2019) 『孤絶: 家族内事件』 中央公論新社。
- 読売新聞水戸支局取材班 (2014 = 2016) 『死刑のための殺人: 土浦連続通り魔事  
件・死刑囚の記録』 新潮文庫。
- リップマン, ウォルター [掛川トミ子訳] (1922 = 1987) 『世論』 岩波文庫。
- リリー, J・ロバート, フランシス・T・カレン, リチャード・A・ポール  
[影山任佐監訳] (2011 = 2013) 『犯罪学: 理論的背景と帰結 [第5版]』
- ロウ, D. C. [津富宏訳] (2002 = 2009) 『犯罪の生物学: 遺伝・進化・環境・  
倫理』 北大路書房。
- ロソフ, スティーブン・M, ヘンリー・N・ボンテル, ロバート・H・ティル  
マン [赤田実穂, 川崎友巳, 小西暁和訳] (2014 = 2020) 『アメリカのホワイト  
トカラー犯罪: 名誉なき巨富』 成文堂。
- 渡邊裕之 (2014) 「産業廃棄物不法投棄の『罪と罰』: 厳罰化政策に対する経済  
学的考察」 『京都産業大学経済学レビュー』 1, 177-208頁。
- Abrams, David S. (2012) “Estimating the Deterrent Effect of Incarceration  
Using Sentencing Enhancements,” *American Economic Journal: Applied  
Economics*, 4(4), pp.32-56.
- Ackerman, Alissa R., Meghan Sacks, and David F. Greenberg (2012)  
“Legislation Targeting Sex Offenders: Are Recent Policies Effective in  
Reducing Rape?” *Justice Quarterly*, 29(6), pp.858-887.

- Ashworth, Andrew, and Julian Roberts (2012) "Sentencing: Theory, Principle, and Practice," Mike Maguire, Rod Morgan, and Robert Reiner eds., *The Oxford Handbook of Criminology [Fifth Edition]*, Oxford University Press, pp.866-894.
- Becker, Gary S. (1968) "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, 76(2), pp.169-217 (ゲーリ・ベッカー [増田辰良訳] (2005) 『犯罪と刑罰：経済学的アプローチ』『北海学園大学法学研究』41(3), 606-558頁).
- Best, Joel (1999) *Random Violence: How We Talk About New Crimes and New Victims*, University of California Press.
- Bottoms, Anthony, and Andrew von Hirsch (2010) "The Crime-Preventive Impact of Penal Sanctions," Peter Cane and Herbert M. Kritzer eds., *The Oxford Handbook of Empirical Legal Research*, Oxford University Press, pp.97-124.
- Datta, Anusua (2017) "California's Three Strikes Law Revisited: Assessing the Long-Term Effects of the Law," *Atlantic Economic Journal*, 45, pp.225-249.
- Drago, Francesco, Roberto Galbiati, and Pietro Vertova (2009) "The Deterrent Effects of Prison: Evidence from a Natural Experiment," *Journal of Political Economy*, 117(2), pp.257-280.
- Durlauf, Steven N., and Daniel S. Nagin (2011) "The Deterrent Effect of Imprisonment," Philip J. Cook, Jens Ludwig, and Justin McCrary eds., *Controlling Crime: Strategies and Tradeoffs (National Bureau of Economic Research Conference Report)*, University of Chicago Press, pp.43-94.
- Fenwick, Mark (2013) "'Penal Populism' and Penological Change in Contemporary Japan," *Theoretical Criminology*, 17(2), pp.215-231.
- Friesen, Lana (2012) "Certainty of Punishment versus Severity of Punishment: An Experimental Investigation," *Southern Economic Journal*, 79(2), pp.399-421.
- Garland, David (2001) *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford University Press.
- Harbaugh, William T., Naci Mocan, and Michael S. Visser (2013) "Theft and Deterrence," *Journal of Labor Research*, 34, pp.389-407.
- Johnson, David T. (2002) *The Japanese Way of Justice: Prosecuting Crime in Japan*, Oxford University Press (大久保光也訳 (2004) 『アメリカ人の

- みた日本の検察制度：日米の比較考察』シュプリンガー・フェアクラーク東京).  
 ——— (2007) “Crime and Punishment in Contemporary Japan,” Michael Tonry ed., *Crime, Punishment, and Politics in Comparative Perspective*, The University of Chicago Press, pp.371-423.
- Kyo, Shunsuke (forthcoming) “A Quantitative Analysis of Legislation with Harsher Punishment in Japan,” *Asian Journal of Law and Society*.
- Leheny, David and Sida Liu (2010) “The Politics of Crime, Punishment, and Social Order in East Asia” *Annual Review of Law and Social Science*, 6, pp.239-258.
- Levitt, Steven D., and Thomas J. Miles (2007) “Empirical Study of Criminal Punishment,” A. Mitchell Polinsky and Steven Shavell eds., *Handbook of Law and Economics [Volume 1]*, Elsevier, pp.455-495.
- Merriman, David (1988) “Homicide and Deterrence: The Japanese Case,” *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 32 (1), pp.1-16.
- Miyazawa, Setsuo (2008) “Will Penal Populism in Japan Decline?: A Discussion,” *Japanese Journal of Sociological Criminology*, 33, pp.122-136.
- Muramatsu, Kanji, David T. Johnson, and Koiti Yano (2018) “The Death Penalty and Homicide Deterrence in Japan,” *Punishment & Society*, 20 (4), pp.432-457.
- Nagin, Daniel S. (2012) “Imprisonment and Crime Control: Building Evidence-Based Policy,” Richard Rosenfeld, Kenna Quinet, and Crystal Garcia eds., *Contemporary Issues in Criminological Theory and Research: The Role of Social Institutions*, Wadsworth, pp.309-315.
- Oka, Tatsushi (2009) “Juvenile Crime and Punishment: Evidence from Japan,” *Applied Economics*, 41, pp.3103-3115.
- Paternoster, Raymond (2010) “How Much Do We Really Know about Criminal Deterrence?” *The Journal of Criminal Law and Criminology*, 100 (3), pp.765-823.
- Pratt, John (2007) *Penal Populism*, Routledge.
- von Hirsch, Andrew, Anthony E. Bottoms, Elizabeth Burney, and P-O Wikström (1999) *Criminal Deterrence and Sentence Severity: An Analysis of Recent Research*, Hart Publishing.
- Whitman, James Q. (2003) *Harsh Justice: Criminal Punishment and the Widening Divide between America and Europe*, Oxford University Press

(伊藤茂訳 (2007) 『過酷な司法：比較史で読み解くアメリカの厳罰化』レクスネクス・ジャパン).

Zhang, Lihui (2016) "Are Youth Offenders Responsive to Changing Sanctions? Evidence from the Canadian *Youth Criminal Justice Act of 2003*," *Canadian Journal of Economics*, 49 (2), pp.515-554.